

# 消防庁関係資料

令和 3 年 1 月

消 防 庁



# 消防庁関係資料目次

令和3年度消防庁予算（案）の概要	1
消防庁の令和3年度当初予算案、令和2年度第3次補正 予算案及び令和3年度の消防防災に関する地方財政措置の 見通しを踏まえた留意事項について	9
消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設 計画の策定について	28
消防の広域化及び消防の連携・協力の推進	28
救急体制の確保	30
住宅用火災警報器の設置・維持管理対策の推進	36
消防行政における手続のオンライン化に向けた検討	36
地方公共団体等の災害対応能力の強化	38
災害対応に資する衛星通信システムの整備推進	38
消防防災ヘリコプターの安全性向上と航空消防防災体制の強化	39
消防団を中核とした地域防災力の充実強化	42
外国への消防車両の寄贈	48
令和3年度 消防大学学校教育訓練計画	49



# 令和3年度 消防庁予算（案）の概要

**R3当初**

**一般会計予算額 128.2億円** (前年度126.1億円(3か年緊急対策及びオリバラ予算(特殊要因)除く)  
(オリバラ予算(特殊要因)除き126.2億円)

復興特別会計予算額 2.3億円

**R3当初(128.2) + R2補正(44.4) = 172.5億円**(参考: R2当初163.4億円)

**R2補正**

予算額  
**44.4億円**  
(一般会計)

## <主な事業>

	R3当初	R2補正
① 緊急消防援助隊の充実強化	52.6億円	17.9億円
・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円		
・ 緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備 (補)15.5億円(うち(加)10.7億円)		
・ 緊急消防援助隊全国合同訓練の実施 (補)2.4億円		
② 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化	17.1億円	3.7億円
・ 消防防災施設整備費補助金 13.7億円		
・ 救急隊員用の感染防止資器材の確保【新規】(補)3.0億円		
・ 学生用リモート授業・eラーニングシステムの運用 0.6億円		
③ 消防団の充実強化	7.3億円	12.9億円
④ 防災情報の伝達体制の充実強化	13.4億円	7.9億円
・ 防災行政無線の戸別受信機の導入促進 (補)1.2億円		
・ Jアラートの運用・保守・更改 4.4億円 (補)5.1億円		

## <消防団関連予算> 20.2億円

**R3当初**

**7.3億円** (前年度7.2億円【3か年緊急対策除く】)

**R2補正**

**12.9億円**

### (2) 地域防災力の充実強化に向けた取組の支援 4.7億円

### (1) 地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化 15.5億円

- ・ 救助用資機材の無償貸付 1.9億円
- ・ 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 (補)(加)9.9億円
- ・ 消防団への資器材等の整備に対する補助 0.3億円 (補)(加)3.0億円
- ・ 準中型免許取得に係るモデル事業【新規】0.3億円

【無償貸付の資機材】



救命ボート



発電機



投光器



排水ポンプ

(加): 5か年加速化対策による事業

(補): R2補正予算

1

## ～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進 (一般会計)

R3当初  
128.2億円

R2補正  
44.4億円

### (1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- ・ 緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備 (補)15.5億円(うち(加)10.7億円)
- ・ 緊急消防援助隊全国合同訓練の実施 (補)2.4億円

52.6億円

17.9億円

### (2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化

- 常備消防力の充実強化
  - ・ 消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円
  - ・ 消防防災施設整備費補助金 13.7億円
- 救急救助・情報収集の高度化及び人材育成
  - ・ 救助技術の高度化 0.2億円
  - ・ 学生用リモート授業・eラーニングシステムの運用 0.6億円
- 救急体制の確保
  - ・ 救急隊員用の感染防止資器材の確保【新規】(補)3.0億円
  - ・ #7119の全国展開等による救急需要対策の充実強化 0.3億円
- 地方公共団体の災害対応能力の強化
  - ・ 地方公共団体の災害対応能力の強化を図る研修等の推進 0.4億円

17.1億円

3.7億円

### (3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

- 地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化
  - ・ 救助用資機材の無償貸付 1.9億円
  - ・ 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 (補)(加)9.9億円
  - ・ 消防団への資器材等の整備に対する補助 0.3億円 (補)(加)3.0億円
  - ・ 準中型免許取得に係るモデル事業【新規】0.3億円
- 地域防災力の充実強化に向けた取組の支援
  - ・ 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.3億円
  - ・ 消防団への加入促進のための広報の実施 0.6億円
  - ・ 消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業 0.2億円
  - ・ 消防団・自主防災組織等の連携支援等 0.6億円

7.3億円

12.9億円

### (4) 火災予防対策の推進

- 火災予防対策の推進
  - ・ 火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保 0.3億円
  - ・ 火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討【新規】(補)0.8億円
- 危険物施設等の安全対策の推進
  - ・ 危険物施設の効果的な予防保全に係る技術的検討【新規】0.6億円 (補)0.2億円
  - ・ 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討【新規】0.1億円

2.5億円

1.6億円

### (5) 消防防災分野における女性の活躍促進

- 女性消防吏員の更なる活躍推進
  - ・ 女子学生を対象とした職業説明会の開催や女性をターゲットとしたPR広報 0.4億円
- 消防団への女性・若者等の加入促進
  - ・ 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業(再掲) 1.3億円
  - ・ 消防団への加入促進のための広報の実施(再掲) 0.6億円
  - ・ 全国女性消防団員活性化大会(活動報告、意見交換会等) 0.2億円
  - ・ 女性消防団員等の活躍加速支援事業(シンポジウム開催や学習・啓発教材配布等) 0.4億円

2.8億円

—

R3当初  
128.2億円R2補正  
44.4億円**(6) 防災情報の伝達体制の充実強化**

13.4億円

7.9億円

- ・ 防災行政無線の戸別受信機の導入促進 (補) 1.2億円
- ・ 災害時の情報伝達体制の強化 0.4億円
- ・ 新技術を活用した情報伝達手段に関する検討【新規】(補) 0.5億円
- ・ 防災情報システムの仕様等の検討 (補) (加) 1.1億円
- ・ Jアラートの運用・保守・更改 4.4億円 (補) 5.1億円

**(7) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安全・安心対策の推進**

4.6億円

—

- ・ NBCテロ等に対する消防・救急体制の構築 3.2億円
- ・ 国民保護共同訓練の充実強化 1.2億円

**(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用**

5.8億円

—

- ・ 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.4億円
- ・ 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発【新規】 0.4億円
- ・ 救急搬送における新型コロナウイルス感染症への対応のための研究開発【新規】 0.4億円

**○新型コロナウイルス感染症への対応**

3.3億円

8.2億円

- ・ 救急隊員用の感染防止資器材の確保【新規】(再掲) (補) 3.0億円
- ・ NBCテロ等に対する消防・救急体制の構築(うち感染防止資器材の整備)(再掲) 1.0億円
- ・ 消防団への資器材等の整備に対する補助(うち感染防止資器材)【新規】(再掲) 0.3億円
- ・ 緊急消防援助隊の車両・資機材の整備(うち拠点機能形成車)(再掲)(補)(加) 1.3億円
- ・ 防災行政無線の戸別受信機の導入促進【新規】(再掲) (補) 1.2億円
- ・ 新技術を活用した情報伝達手段に関する検討【新規】(再掲) (補) 0.5億円
- ・ 救急搬送における新型コロナウイルス感染症への対応のための研究開発【新規】(再掲) 0.4億円
- ・ 学生用リモート授業・eラーニングシステムの運用(再掲) 0.6億円
- ・ 地方公共団体の災害対応能力の強化を図る研修等の推進(うち「防災・危機管理e-カレッジ」)(再掲) 0.1億円
- ・ 防災情報システムの仕様等の検討(再掲)(補)(加) 1.1億円
- ・ 火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討【新規】(再掲)
- ・ 危険物施設の効果的な予防保全に係る技術的検討(うち危険物取扱者の保安講習に関する検討)(再掲)(補) 0.2億円 (補) 0.8億円
- ・ 災害対策本部機能の分散化のための情報通信基盤の整備【新規】 0.6億円

**被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)**

2.3億円

- ・ 消防防災施設災害復旧費補助金(消防団拠点施設等) 0.6億円
- ・ 消防防災設備災害復旧費補助金(消防団車両・自主防災組織資機材) 0.3億円
- ・ 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(消防活動用資機材、応援出動経費等) 0.9億円

3

**一般会計**FDMA  
住民とともに**(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の強化****① 緊急消防援助隊設備整備費補助金**

49.9億円(令和2年度 49.9億円)

「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強させるため、車両・資機材等を整備

※令和2年4月1日時点 6,441隊

**② 緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備 (補) 15.5億円(うち(加) 10.7億円)**

- 拠点機能形成車(1台) (補)(加) 1.3億円
- 情報収集活動用ドローン(37台) (補)(加) 1.2億円
- 化学剤、生物剤検知器等(6式) (補)(加) 5.1億円
- 放射線防護全面マスク(5,835式) (補)(加) 2.6億円
- 映像伝送装置(31台) (補)(加) 0.6億円
- ヘリ動態管理システム(1式)【新規】(補) 4.8億円

分散宿営ができる個別テントやトイレ等の長期間の消防応援活動に対応した資機材を搭載



【拠点機能形成車】



【放射線防護全面マスク】

**③ 緊急消防援助隊全国合同訓練の実施**

(補) 2.4億円(令和2年度 0.2億円)

南海トラフ地震等国家的な非常災害に備えた対応力強化に向けて、地域レベルでは実施できない課題克服型の実践的な全国合同訓練を実施

**④ 航空消防防災体制の安全性向上策・充実強化策に関する調査・検討**

0.5億円(令和2年度 0.4億円)

消防防災ヘリコプターの効率的・効果的な運用及び安全運航の確保に向けて、操縦士の養成・確保方策や消防庁ヘリコプターの活用を含めた共同運航体制の調査・検討等を実施



【緊急消防援助隊全国合同訓練】

4

## 一般会計

### (2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化

#### (a) 常備消防力の充実強化

##### ① 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円(令和2年度 0.2億円)

各地域の多様な消火・救急・救助ニーズに的確に対応するため、消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力など、地域の実情に応じた柔軟な対応を推進

##### ② 消防防災施設整備費補助金 13.7億円(令和2年度 13.5億円)

住民生活の安心・安全を確保するため、防火水槽(耐震性貯水槽)等の消防防災施設の整備を促進



【耐震性貯水槽】

#### (b) 救急体制の確保

##### ① 救急隊員用の感染防止資器材の確保【新規】<sup>補</sup>3.0億円

新型コロナウイルス感染症への備えとして、救急隊が使用する感染防止資器材について、国が必要数を一括購入し、必要とする消防本部に対し配布することにより、円滑な救急活動を支援する体制を整備

##### ② #7119の全国展開等による救急需要対策の充実強化 0.3億円(令和2年度 0.2億円)

住民からの電話救急相談を受け付ける救急安心センター事業(#7119)の全国展開を推進するとともに、5Gなどの新たな技術を用いた救急活動の効率化・高度化についての検討を実施

##### ③ 消防指令システムの高度化等に向けた検討 <sup>補</sup>0.7億円(令和2年度 0.1億円)

緊急通報を受けて消防隊・救急隊等への出動指令を行う消防指令システムについて、高度化等に向けた検討を行い、次世代システムの試作・実証等を実施



【救急安心センター事業(#7119)のイメージ図】

## 一般会計

### (2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化

#### (c) 救急救助・情報収集の高度化及び人材育成

##### ① 救助技術の高度化 0.2億円(令和2年度 0.2億円)

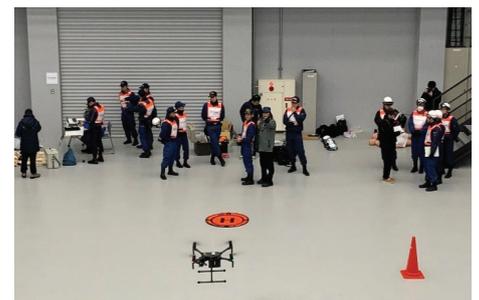
大規模な自然災害を含む各種災害に対応するため、救助技術の高度化についての検討を実施

##### ② ドローン運用推進事業 0.1億円(令和2年度 0.1億円)

災害時の効果的・効率的な情報収集に資するドローンの運用に関するアドバイザーの育成研修及び普及啓発を実施

##### ③ 学生用リモート授業・eラーニングシステムの運用 0.6億円(令和2年度 0.2億円)

感染症対策等のため、消防大学校において、インターネットを活用したリモート授業が行える設備・体制の整備。また、eラーニングシステムによる事前受講を実施する学科等を拡充し、コンテンツを新規に制作するとともに、内容の改訂・更新を実施



【ドローン運用アドバイザー育成研修】

#### (d) 地方公共団体の災害対応能力の強化

##### ① 地方公共団体の災害対応能力の強化を図る研修等の推進 0.4億円(令和2年度 0.3億円)

地方公共団体の受援計画・業務継続計画の策定に係る研修会、市町村長等を対象とした災害訓練、市町村長や地方公共団体の危機管理等責任者を対象とした研修、感染症対策にも資する「防災・危機管理e-カレッジ」のコンテンツの充実等を実施



【インターネットを活用したリモート授業・e-ラーニング】

一般会計

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(a) 地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化

① 救助用資機材の無償貸付 1.9億円(令和2年度 1.9億円)

消防団の災害対応能力の向上のため、救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等の救助用資機材の消防団に対する無償貸付を実施

【無償貸付の資機材(例)】



【救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車】



② 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付(補)⑨9.9億円

救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の消防団に対する無償貸付を実施

③ 消防団への資器材等の整備に対する補助

0.3億円(補)⑩3.0億円

- 感染防止資器材【新規】0.3億円
- 救助用資機材等【拡充】(補)⑩3.0億円

消防団員の新型コロナウイルス感染症対策として必要となる資器材や、救助用資機材等の整備に対して補助を実施

【補助対象資器材等(例)】



※破線囲みの資器材等は、新規・拡充メニュー

④ 準中型免許取得に係るモデル事業【新規】0.3億円

普通免許保有者の消防団員が増加し、将来的に消防団活動に支障が生じる事態に備え、地域の実情に応じた準中型免許取得に係るモデル事業を実施

一般会計

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(b) 地域防災力の充実強化に向けた取組の支援

① 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業

1.3億円(令和2年度 1.2億円)

事業所の従業員や女性・若者等の消防団への加入を促進するため、地方公共団体が地域の企業や大学等と連携して行う取組を支援



【企業との連携(建設業に従事する消防団員の防災訓練参加)】

② 消防団への加入促進のための広報の実施 0.6億円(令和2年度 0.5億円)

消防団への加入を促進するため、消防団PRムービーコンテスト、ポスター、SNS、雑誌・広告等を活用した全国的な広報活動を実施



【企業向けリーフレット】

③ 消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業

0.2億円(令和2年度 0.2億円)

将来の地域の人口見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、消防団の体制に関する中期的な計画の策定を支援

④ 消防団・自主防災組織等の連携支援等 0.6億円(令和2年度 0.6億円)

消防団又は自主防災組織が地域の防災組織等と連携して行う事業を支援するとともに、自主防災組織等のリーダーを育成するための研修会等を実施



【消防団と自主防災組織の連携(消防団と自主防災会との図上訓練)】 8

一般会計

(4) 火災予防対策の推進

(a) 火災予防対策の推進

① 火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保  
0.3億円(令和2年度 0.3億円)

各種建築物等における防火安全対策の実態調査等による火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや立入検査による消防法令に係る違反是正等を推進



【R1.10月 沖縄県首里城火災  
(那覇市消防局提供写真)】



【R2.4月 宮城県岩沼市に  
おける倉庫火災】

② 火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討【新規】<sup>補</sup>0.8億円

消防本部における行政手続のオンライン化及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築するため、業務フローや標準様式の検討及び実証実験を実施



【デジタル技術を活用した効果的な予防保全の例  
(ドローンを用いたタンク内部の点検)】

(b) 危険物施設等の安全対策の推進

① 危険物施設の効果的な予防保全に係る技術的検討【新規】 0.6億円 <sup>補</sup>0.2億円

危険物施設の維持管理の高度化・質の向上のため、デジタル技術を活用した効果的な予防保全に係る方策、危険物取扱者の保安講習の充実、屋外貯蔵タンクの津波・



【石油コンビナート等自衛防災組織による防災訓練】9

② 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討【新規】 0.1億円

危険物輸送の動向等を踏まえた安全かつ円滑な輸送の調査・検討を実施

③ 石油コンビナート等における防災・減災対策

0.9億円 <sup>補</sup>0.5億円(令和2年度 1.4億円)

AI・IoTや地震被害高精度予測技術等の先進技術を活用することにより、石油コンビナート等における災害対策の充実強化を推進

一般会計

(5) 消防防災分野における女性の活躍促進

(a) 女性消防吏員の更なる活躍推進

① 女性消防吏員の更なる活躍推進 0.4 億円(令和2年度 0.4億円)

消防吏員を目指す女性の増加を図るため、女子学生を対象とした職業説明会の開催や消防本部に対する女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣、先進的取組の支援(モデル事業)に加え、ターゲットを明確にした女性消防吏員PR広報等を強化



【女性消防吏員採用ポスター】



【女性消防団員募集ポスター】

(b) 消防団への女性・若者等の加入促進

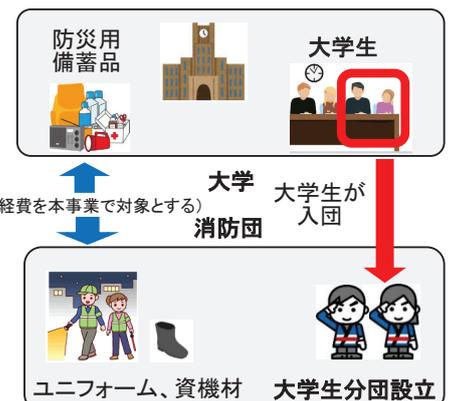
① 企業・大学等との連携による女性・若者等の  
消防団加入促進支援事業(再掲) 1.3億円(令和2年度 1.2億円)

② 消防団への加入促進のための広報の実施(再掲)  
0.6億円(令和2年度 0.5億円)

③ 全国女性消防団員活性化大会 0.2億円(令和2年度 0.2億円)

④ 女性消防団員等の活躍加速支援事業 0.4億円(令和2年度 0.4億円)

女性や若者等の消防団への加入を促進するため、地方公共団体が地域の企業や大学等と連携して行う取組への支援、ポスター等を活用した全国的な広報活動、全国女性消防団員活性化大会や地域防災力向上シンポジウム等を開催



【企業・大学等との連携による女性・若者等の  
消防団加入促進支援事業の取組イメージ】 10

一般会計

(6) 防災情報の伝達体制の充実強化

① 防災行政無線の戸別受信機の導入促進 補1.2億円

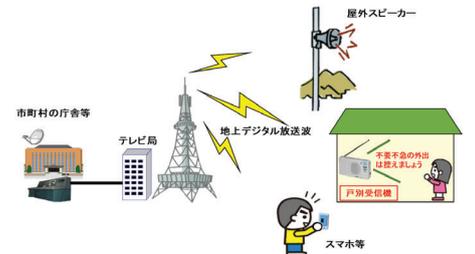
住民に対して、感染症予防対策に関する自治体からのメッセージやアラートを実際に伝達するとともに、風水害等において適時・的確な防災情報を伝達することができるよう、戸別受信機の配備が進んでいない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、実機を用いたデモンストレーションを行うなど、その導入を促進



【戸別受信機の導入促進(イメージ図)】

② 災害時の情報伝達体制の強化 0.4億円(令和2年度 0.2億円)

地方公共団体における戸別受信機等の災害情報伝達手段の整備に係る課題共有・解決を図るため、通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣



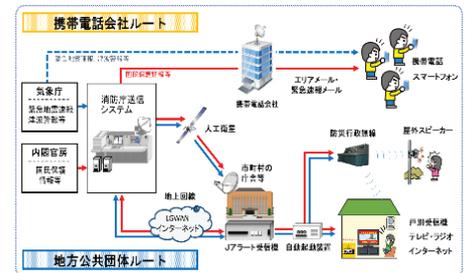
【放送波を用いた情報伝達手段(イメージ図)】

③ 新技術を活用した情報伝達手段に関する検討【新規】補0.5億円

感染症予防対策に関する自治体からのメッセージやアラートの確実な伝達に向けて戸別受信機の配備を促進するため、近年新たに技術開発が進められ、比較的安価に戸別受信機を導入可能な放送波を用いた伝達手段(I P D C)について、実証し、技術的ガイドラインを作成

④ 防災情報システムの仕様等の検討 補加1.1億円(令和2年度 0.3億円)

大規模災害時に国及び地方において、人的・物的被害等の被災情報を円滑に収集・共有できる体制を構築するため、防災情報システムの仕様等の検討を実施



【Jアラート発信(イメージ図)】 11

⑤ Jアラートの運用・保守・更改 4.4億円 補5.1億円(令和2年度 4.9億円)

近年、大規模地震、豪雨等の自然災害が多発する状況を受け、地方公共団体等のニーズを踏まえ、国民に対する基幹的な情報伝達手段であるJアラートの機能を強化

一般会計

(7) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安全・安心対策の推進

① NBCテロ等に対する消防・救急体制の構築 3.2億円(令和2年度 7.2億円)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、NBCテロ等に対する消防・救急体制に万全を期すため、応援体制の構築(各会場において40隊200名の警戒体制を想定)を推進

※オリンピックは42競技会場、パラリンピックは21競技会場



【ラグビーワールドカップ2019における消防特別警戒】

② 国民保護共同訓練の充実強化 1.2億円(令和2年度 1.2億円)

テロへの対処能力の向上のため、27団体(予定)において国民保護共同訓練を実施



【国と地方公共団体の共同訓練】

③ 国民保護体制の整備 0.2億円(令和2年度 0.2億円)

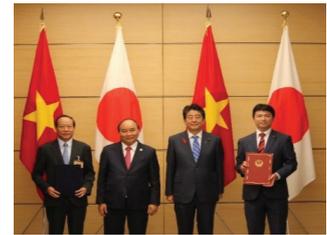
地方公共団体による避難実施要領のパターン(想定事例)作成を促進

**(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用**

**(a) 消防用機器等の海外展開の推進**

- ① 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化  
0.2億円(令和2年度 0.2億円)
- ② 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.4億円(令和2年度 0.4億円)

日本製品の海外展開を推進するため、東南アジア諸国に対し日本の規格・認証制度の普及を推進するとともに、日本企業に製品を紹介する場を提供



【ベトナムと消防分野における協力覚書を締結】



【フォーラムにおいてタイ内務省防災局幹部へ日本製品を紹介】

**(b) 科学技術の活用による消防防災力の強化**

- ① 消防防災科学技術研究推進制度 1.3億円(令和2年度 1.3億円)
- 新たな技術の研究開発に対する支援に加え、製品化に係る取組についても支援することにより、実用化を推進

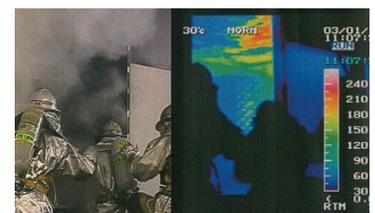


【消防防災科学技術研究推進制度の研究成果(高水圧駆動カッター)】

13

**(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用**

- ② ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.6億円(令和2年度 0.5億円)
- 上空からの画像情報分析による救助活動の迅速化や夜間における情報収集の実施など、ドローン等を活用した消防活動能力向上に係る研究開発を実施
- ③ 消火活動時の殉職・受傷事故を防止するための研究開発 0.4億円(令和2年度 0.1億円)
- 消火活動時における殉職・受傷事故の防止を目的として、火災シミュレーション技術、無人機の飛行制御技術、および、消防隊の放水方法の研究開発を実施
- ④ 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発【新規】 0.4億円
- 消火活動困難性が極めて高く、鎮火に多くの日数を要している大規模倉庫火災など、消火活動困難な火災を迅速に消火するための消火手法の研究開発を実施
- ⑤ 救急搬送における新型コロナウイルス感染症への対応のための研究開発【新規】 0.4億円



【火災室侵入時のサーマルカメラの画像】



【静岡県倉庫火災の様子】



【感染防止対策を講じた救急車のイメージ】 14

## 一般会計

### ○新型コロナウイルス感染症への対応

#### <感染症に対応する消防防災力の強化>

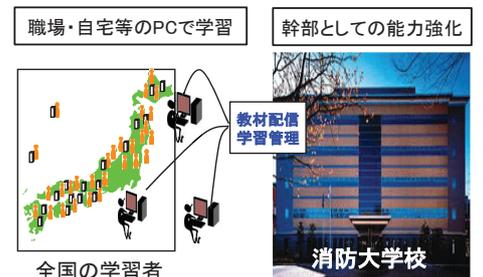
- ① 救急隊員用の感染防止資器材の確保【新規】(再掲) 補3.0億円
- ② NBCテロ等に対する消防・救急体制の構築  
(うち感染防止資器材の整備)(再掲) 1.0億円
- ③ 消防団への資器材等の整備に対する補助【新規】  
(うち感染防止資器材)(再掲) 0.3億円
- ④ 緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備  
(うち拠点機能形成車)(再掲) 補加1.3億円
- ⑤ 防災行政無線の戸別受信機の導入促進(再掲) 補1.2億円
- ⑥ 新技術を活用した情報伝達手段に関する検討【新規】(再掲) 補0.5億円
- ⑦ 救急搬送における新型コロナウイルス感染症への対応のための  
研究開発【新規】(再掲) 0.4億円



【資器材の備蓄による救急活動支援のイメージ図】

#### <消防デジタル関係>

- ① 学生用リモート授業・eラーニングシステムの運用(再掲)  
0.6億円(令和2年度 0.2億円)
- ② 地方公共団体の災害対応能力の強化を図る研修等の推進(再掲)  
(うち「防災・危機管理e-カレッジ」) 0.1億円(令和2年度 0.1億円)
- ③ 防災情報システムの仕様等の検討(再掲) 補加1.1億円
- ④ 火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討(再掲)  
【新規】補0.8億円
- ⑤ 危険物施設の効果的な予防保全に係る技術的検討(再掲)  
(うち危険物取扱者の保安講習に関する検討) 補0.2億円
- ⑥ 災害対策本部機能の分散化のための情報通信基盤の整備【新規】 0.6億円



【インターネットを活用したリモート授業・eラーニング】

15

## 復興特別会計

### 被災地における消防防災体制の充実強化

#### (a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

- ① 消防防災施設災害復旧費補助金 0.6億円 (令和2年度 3.2億円)
- ② 消防防災設備災害復旧費補助金 0.3億円 (令和2年度 0.9億円)

東日本大震災により被害を受けた消防団拠点施設や消防車両等の消防防災施設・設備の復旧を支援



【消防庁舎復旧事業】  
(大船渡地区消防組合大船渡消防署  
三陸分署綾里分遣所)

#### (b) 被災地における消防活動の支援

- ① 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金  
0.9億円 (令和2年度 2.8億円)

避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援

- ア 避難指示区域の消防活動に伴い必要となる施設・設備の整備等を支援
- イ 福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援
- ウ 福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に要する経費を支援



【被災地における消防活動の支援】

16

事務連絡  
令和3年1月22日

各都道府県消防・防災主管部局 }  
各指定都市消防・防災主管部局 } 御中

消防庁総務課

消防庁の令和3年度当初予算案、令和2年度第3次補正予算案及び令和3年度の消防防災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項について

政府の令和3年度当初予算案につきましては令和2年12月21日、令和2年度第3次補正予算案につきましては同月15日にそれぞれ閣議決定されたところです。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を同月11日に閣議決定し、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策などについて、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずることとされました。

消防庁の令和3年度当初予算案（以下「当初予算案」という。）、令和2年度第3次補正予算案（以下「補正予算案」という。）及び現段階における消防防災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項について、下記のとおりお知らせします。

各都道府県消防・防災主管部局におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び消防本部（以下「市町村等」という。）に対して速やかに御連絡いただくようお願いいたします。

## 記

### 1 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

南海トラフ地震、大規模な風水害などに的確に対応するため、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を平成31年3月に改定し、令和5年度末の登録目標隊数をおおむね6,000隊からおおむね6,600隊に増隊するとともに、土砂・風水害機動支援部隊やNBC災害即応部隊を新たに創設しました。

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、緊急消防援助隊の充

実強化に取り組むようお願いいたします。

(1) 無償使用車両・資機材等の配備

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 50 条の規定に基づく無償使用制度を活用して配備した車両・資機材等の老朽化、近年の災害対応における課題などを踏まえ、当初予算案及び補正予算案においては、以下の車両・資機材等を配備することとしていること。

なお、配備に当たっては、車両・資機材等の特性や地域のバランスなどを勘案することとしていること。

ア 拠点機能形成車

長期の消防活動を支援する資機材を搭載し、大規模災害時に、被災地における部隊の活動を支える拠点機能を形成する車両

イ 情報収集活動用ドローン

近接できない災害現場などにおいて、上空からの迅速な状況把握や要救助者の捜索など、情報収集活動を実施するための無人航空機（以下「ドローン」という。）

ウ NBC 災害対応資機材

NBC に関連する災害において、放射性物質から隊員の内部被ばくを防護するための放射線防護全面マスク、物質の検知に活用する化学剤及び生物剤検知器、汚染物質の除染活動に使用する大型除染システム、化学剤の影響を受けた場合に使用する化学剤解毒剤自動注射器

エ 映像伝送装置

大規模災害時に迅速な情報収集体制を構築し、災害現場のリアルタイム映像を配信・共有するための装置

オ ヘリコプター動態管理システム

大規模災害時の効率的な部隊運用及び運航の安全性向上を図るためのヘリコプター動態管理システム

(2) 国庫補助及び地方財政措置の活用による車両・資機材・設備などの整備

緊急消防援助隊設備整備費補助金、緊急防災・減災事業債などを活用し、緊急消防援助隊の車両・資機材の整備に取り組むとともに、救助活動等拠点施設などの受援体制の整備にも積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、シャシ供給メーカーの減少、艤装の複雑化などにより、近年、消防用車

両製作に時間を要していることに加え、事業者側の人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善など働き方改革の観点からも、引き続き、消防用車両の早期発注及び適切な納期の設定に努めていただきたいこと。

(3) 無償使用車両・資機材等の維持管理

消防組織法第 50 条の規定により地方公共団体が無償で使用している車両・資機材・ヘリコプターの維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年消防庁告示第 4 号）に基づくシミュレーターを用いた緊急操作訓練の実施及び道県におけるヘリコプター運航調整費について、実態調査を踏まえ、地方交付税措置を拡充することとしていること。また、ヘリコプターの機体価格を見直し、航空保険料についても地方交付税措置を拡充することとしていること。

2 常備消防力の充実強化

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、常備消防力の充実強化に取り組むようお願いいたします。

(1) 消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防の広域化については、平成 30 年に改正した市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、令和 6 年 4 月 1 日を推進期限としているところであるが、引き続き消防の広域化の取組を促進し、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を講ずることとしていること。

具体的には、市町村が行う消防の広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時的に増加する経費のほか、広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等及び消防用車両等の整備に要する経費について、地方財政措置を講ずることとしていること。

また、都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成などに関する協議会への参画、調査研究、広報啓発などに必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金などの交付に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

併せて、消防の連携・協力を行う市町村が、当該連携・協力に係る計画に基づき実施する場合は、高機能消防指令センターの整備・改修については緊急防災・減災事業債が、消防用車両などの整備については防災対策事業債が活用可能であることから、積極的に消防の広域化及び連携・協力の検討を進められたいこと。

特に、令和6年度から8年度にかけて、全国の消防本部において、消防指令センターの更新時期が集中していることを踏まえ、積極的に指令の共同運用を図るよう検討いただきたいこと。

さらに、当初予算案において、消防の広域化及び消防の連携・協力のモデル構築事業を実施することとしていること。

## (2) 消防防災施設の整備促進

当初予算案において、耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫などの消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助する消防防災施設整備費補助金を令和2年度より増額して計上していること。

また、消防水利施設の整備に係る同補助金の配分に当たっては、平成31年4月15日に発生したフランスのノートルダム大聖堂の火災や令和元年10月31日に発生した沖縄県那覇市の首里城跡での火災を踏まえ、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和元年12月23日付け元文庁第1381号）に基づくものを整備する場合においては、特別に考慮することとしていること。

一方、消防水利施設の整備は、緊急防災・減災事業債の対象としているほか、火災防ぎょ計画に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域において、「消防水利重点整備計画」（平成29年11月24日付け消防消第272号）に基づき、令和4年度までに実施されるものについては、防災対策事業債の充当率及び交付税措置率について通常より有利な措置を講ずることとしていること。

## (3) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の対応にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について」（令和2年6月30日付け消防消第188号）など、消防庁から累次にわたり発出している通知などを参考に、消防職員の健康管理を徹底するとともに、感染防止設備の整備をはじめ、救急や消火などの必要な業務を継続できる体制を確保できるよう努めていただきたいこと。

感染症対策に従事した救急隊員などへの防疫等作業手当及び感染防止資器材の確保や感染防止設備の整備の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当できることとされていること。

## (4) 消防本部におけるハラスメント等への対応策

ハラスメント等への対応策については、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け消防消第171号）において、「消防長の意志等の明確化及び消防本部内での周知徹底」、「ハラスメント等の対応策に関する内部規程の策定」、「ハ

ラスメント等通報制度の確立」や「ハラスメント相談窓口の設置」などを要請しており、未実施の消防本部におかれては、速やかに着手するとともに、既に実施している消防本部におかれては、より実効のある取組を行うなど、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた対応に向けて、取組を強化していただきたいこと。

なお、消防職員の服務規律に関し、令和元年度における消防職員の懲戒処分者数等に係る調査結果を取りまとめ、公表したところであり、各都道府県及び市町村等におかれては、改めて厳正な服務規律の確保に努め、綱紀の粛正に万全を期するとともに、消防職員の倫理の保持にこれまで以上に努めていただきたいこと。

#### (5) 消防職員委員会の運用改善

消防職員からの意見を幅広く求めることにより消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資するよう、消防長及び委員長は、「消防職員が意見を提出しやすい環境づくり」、「委員会の公正性の確保」や「委員会の透明性の確保」に不断に努めていただきたいこと。

また、委員長の任期の設定、意見募集期間の確保、委員会開催日等の周知、審議対象外理由の通知、意見取りまとめ者・事務局間における氏名の取扱いについて匿名を選択可能とする様式変更など、必要な規程などの見直しを行っていただきたいこと。

#### (6) 消防職員の確保

消防職員については、地方財政計画上、消防防災行政の状況などを勘案し、500人増員することとしており、各市町村の実情などに応じて、消防職員の確保に努めていただきたいこと。

#### (7) ドローン運用推進事業

消防防災関係機関の災害時におけるドローンの活用が進む中、災害時の効果的・効率的な情報収集に資するよう、必要な支援策を講ずることとしていること。

事業の内容としては、令和元年度から「ドローン運用アドバイザー育成研修」を実施し、消防本部などが安全かつ効果的にドローンを運用できるよう、ドローン運用に関する最新の知識や技術を有する消防職員をアドバイザーとして育成するとともに、各地域での消防防災分野におけるドローンの普及啓発に取り組むこととしていること。

本研修の目的や内容を踏まえ、職員の受講について積極的に検討していただくとともに、各機関においてドローン運用体制の検討や、職員に対する技術指導などを実施する際には、ドローン運用アドバイザーを活用していただきたいこと。

(8) 消防大学校における訓練の充実強化

消防職団員及び地方公共団体における防災・危機管理部局の職員に対する高度な教育訓練を実施するため、以下のとおり教育訓練の充実強化を図ることとしていること。

なお、教育訓練を通じ、全国の消防本部などから派遣された職員が活発に交流し、全国的な人的ネットワークの形成に資することも勘案し、引き続き消防大学校への入校について積極的に検討していただきたいこと。

ア 学生用リモート授業・eラーニングシステムの運用について

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策として、当初予算案において、新たにリモート授業を導入するとともに、従前から実施しているeラーニングの対象学科の拡充を行い、入寮期間の短縮及び効率的な教育訓練を実施することとしていること。

イ 社会情勢の変化に伴う教育訓練内容の充実について

火災進展状況や緊急退避の判断力を養う訓練として、新型実火災体験型訓練設備1基を新たに整備し、令和3年度から2基体制で運用するとともに、近年頻発している集中豪雨や風水害による土砂災害への対応として、新たに土砂災害訓練施設を整備し、消防活動訓練を実施することとしていること。

(9) 外国人、障害者からの119番通報などへの対応

119番通報や救急活動時における対応として、三者間同時通訳については、604消防本部、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」については、567本部、聴覚・言語機能障害者の円滑な119番緊急通報を可能とするシステム(Net119緊急通報システム)については、307本部が導入している(導入消防本部数はいずれも令和2年6月1日現在)。

これらの取組は、日本語の理解が十分でない訪日外国人の方々や音声によるコミュニケーションが難しい聴覚・言語障害者の方々に、適切な消防サービスを提供するために必須であると考えられるため、導入・運用に係る経費について地方交付税措置を講ずることとしており、未導入の消防本部におかれては、導入に向けて積極的に取り組んでいただきたいこと。

(10) PFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤の更新

「PFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤の更新について」(令和2年6月1日付け消防消第164号消防庁消防・救急課長通知)で策定を依頼した更新計画に沿って、令和4年度までに、消防機関が現在保有するPFOS又はその塩(以下「PFOS

等」という。)を含有する泡消火薬剤を廃棄するとともに、新たに調達する場合にはPFOS等が含まれない泡消火薬剤への更新を着実に進めていただきたいこと。

また、その更新に要する経費について、令和2年度から特別交付税措置を講ずることとしたところであるが、令和3年度も、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

### 3 救急体制の確保

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、救急体制の充実強化に取り組むようお願いいたします。

#### (1) 救急隊員の感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症に対応する救急隊員が、救急搬送に当たって必要となる感染防止資器材について不足が生じ、救急活動に支障が生じることのないよう、これまでも令和2年度補正予算(第1次、第2次)などの活用により、緊急的な措置として、消防庁が感染防止資器材を調達して必要な本部に提供する形で支援する経費を計上し、救急隊員の感染防止対策の徹底を図っているが、補正予算案においても、引き続き所要額を計上していること。

また、救急隊の感染防止対策については、これまでもその徹底に努めていただいているところだが、このたび「救急隊の感染防止対策マニュアル」について、最新の医学的知見や新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえた改訂を行い、令和2年12月に公表した。

当初予算案においては、当該マニュアルなどを用いた感染防止対策の全国ブロック研修会を行うための経費を計上している。

これらを活用しながら、各本部には感染防止対策のより一層の強化に取り組んでいただきたいこと。

#### (2) 救急安心センター事業(＃7119)の全国展開

住民が救急車を呼ぶべきかどうか等の判断に悩む場合に専門家が電話相談に応じる「救急安心センター事業(＃7119)」に要する経費について、これまで、市町村に対する普通交付税措置が講じられてきたが、令和3年度からは、現行の措置を見直し、都道府県又は市町村の財政負担に対して、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

あわせて、当初予算案において、アドバイザーの派遣などにより、更なる全国展開を推進することとしていること。

都道府県及び市町村等におかれては、アドバイザー制度などを積極的に活用することにより、＃7119の早期導入を実施していただきたいこと。

#### 4 火災予防対策の推進

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、火災予防対策に取り組むようお願いいたします。

##### (1) 違反是正対策の推進、住宅防火対策による安心・安全の確保

火災予防対策については、立入検査による消防法令違反の防火対象物の是正対策や住宅用火災警報器の設置・維持管理、大規模地震発生時における地震火災・通電火災を防ぐための出火防止対策の周知などの住宅防火対策を積極的に推進していただきたいこと。

なお、住宅用火災警報器の設置から10年以上経過し、交換期限を迎える住宅が増えてくることを踏まえ、戸別訪問の実施など、地域の多様なボランティアなどと連携した取組に係る経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

##### (2) 火災予防分野におけるDXの推進

新型コロナウイルス感染拡大防止及びデジタル・ガバメントの実現の観点から、消防法令における申請・届出などの手続きのオンライン化に積極的に取り組んでいただきたいこと。

特に、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続きのオンライン化について（通知）」（令和2年12月25日付け消防総第812号）に記載のとおり、電子メール等による申請等を可能とするため、受付アドレスの整備等受付体制の整備を行うとともに、電子メール等による申請等が可能である場合には、その旨を周知・広報していただきたいこと。

なお、補正予算案において、マイナポータル・ぴったりサービスを活用した火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築するための事業費を計上しており、業務フローや標準様式について検討するとともに、複数の消防本部で実証事業を行うこととしていることから、その結果を踏まえた標準モデルの導入に積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、補正予算案において、危険物取扱者の保安講習のオンライン化及び充実化のための事業費を計上しており、モデル検証事業を行うこととしていることから、その結果を踏まえて保安講習のオンライン化に積極的に取り組んでいただきたいこと。

#### 5 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

消防団については、通常の火災に加え、地震、台風、豪雨、火山噴火などの各地で頻発する災害や今後想定される南海トラフ地震などに備え、消防団員の確保、災害対応能力の更なる向上が喫緊の課題となっています。

都道府県及び市町村等におかれては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年法律第 110 号。以下「地域防災力充実強化法」という。）及び「消防団員の確保等に向けた取組について」（令和 2 年 12 月 15 日付け消防地第 399 号消防庁長官通知）を踏まえ、以下の事項に留意し、地域防災力の充実強化に積極的に取り組むようお願いいたします。

### （1）消防団員の処遇の改善

地域防災力充実強化法第 13 条において、国及び地方公共団体は、活動の実態に応じた適切な報酬の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとされている。近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担も増加している。消防団員の確保のためには更なる処遇の改善が必要であることから、地方交付税単価（年額報酬 36,500 円、1 回当たり出動手当 7,000 円）を踏まえ、年額報酬や出動手当を引き上げていただきたいこと。特に、地震・風水害などの災害に係る出動手当については、活動実態に見合う引上げを行っていただきたいこと。

また、年額報酬や出動手当などはその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給していただきたいこと。

なお、消防団員の報酬にかかる特別交付税措置について、消防団員の実員数が標準団員数の 2 倍以上である市町村及び前年度に比して実員数が増加した市町村におかれては、普通交付税により措置された額を超える額の 2 分の 1 の額を措置することとしていることから、当該措置も活用の上、消防団員のより一層の加入促進を図っていただきたいこと。

### （2）消防団の計画的な充実強化

将来の地域の人口などの見通しや災害発生のおそれなどを踏まえ、地域防災力の充実強化を計画的に図っていくことが重要である。このため、地域防災体制の中核を担う消防団について、消防団員の数や装備の改善など、消防団の体制についての定量的な目標を設定し、計画的に充実強化を図っていただきたいこと。

なお、当初予算案において、消防団員数など定量的な数値目標を含む消防団の中期的な計画の策定を支援するためのモデル事業を引き続き実施することとしていることから、積極的に活用していただきたいこと。

### （3）消防団員の確保

消防団の中核としてあらゆる災害に対応できる基本団員の確保に計画的に取り組むとともに、「大規模災害団員」などの機能別団員・機能別分団制度の導入を積極的に図っていただきたいこと。その際、以下に示す当初予算案の事業などを積極的に活用していただきたいこと。

ア 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業について  
消防団への加入促進については、当初予算案において、「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」を実施し、引き続き、地方公共団体間で連携して企業に対して行う、被用者の入団促進に向けた取組などを支援することとしていること。なお、他の地域の参考となるような取組を委託調査事業として採択・実施することとしていることから、積極的に企画・提案していただきたいこと。

イ 女性消防団員の加入及び活躍の促進について

女性消防団員の加入及び活躍の促進については、既述の「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」のほか、当初予算案において、女性消防団員などの活躍を進める気運を醸成するためのシンポジウムや女性消防団員活性化大会の開催などを行うこととしていること。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症対策

消防団の活動に際して、「消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」（令和2年12月1日付け消防地第384号消防庁国民保護・防災部地域防災室長通知）で通知した、基本的な感染防止対策の徹底や、感染リスクが高まる「5つの場面」における感染防止対策を講じること。

また、消防団員が、感染防止に留意して活動できるよう、

- ・ 予防方法や感染防止策など感染症に関する基礎的な知識
- ・ 消防団員の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各市町村等の取組例
- ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応を示した通知

などを消防庁ホームページに掲載しているのので、御参照いただきたいこと。

さらに、当初予算案において、新たに消防団員の新型コロナウイルス感染症対策として必要となる資器材を整備するための補助を実施することとしており、補助金の地方負担について特別交付税措置を講ずることとしていること。

#### (5) 消防団の装備及び教育訓練の充実

消防団の装備については、平成26年2月に改正した「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）に基づき集中的・計画的に配備されるよう、予算措置を講ずること。

特に、平成30年度に創設した消防団設備整備費補助金について、消防団の活動状況などを踏まえ、ドローンを補助対象に追加することとし、補正予算案においても所要額を計上している。市町村におかれては、当該補助金を積極的に活用し、資機材の充実を図っていただきたいこと。また、上記5（4）で既述したと

おり、当初予算案において、新たに消防団員の新型コロナウイルス感染症対策として必要となる資器材を整備するための補助を実施することとしている。なお、これらの補助金の地方負担について特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、補正予算案において、救助用資機材などを搭載した消防ポンプ自動車を、当初予算案において、ボート、発電機、投光器、排水ポンプなどを市町村に無償で貸し付けることとしていること。

加えて、可搬ポンプをはじめとする消防団の所有する資機材については、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について」（平成29年5月19日付け消防消第117号消防庁長官通知）を踏まえ、引き続き、点検整備及び取扱訓練を徹底すること。

消防団の教育訓練の充実については、当初予算案において、引き続き、消防団員に対する救助用資機材などの安全で円滑な利用のための技術講習を、消防学校で実施することとしている。なお、消防庁のホームページ上のコンテンツである「防災・危機管理 e-カレッジ」において、当該技術講習の教材をはじめ、消防団員のための教育用教材を掲載しているところであり、活用に努めていただきたいこと。また、消防大学校において消防団長などに対する教育訓練を引き続き行うとともに、消防団教育訓練等充実強化業務に携わる中堅消防団員への教育訓練を実施することとしていること。

#### (6) 消防団と自主防災組織等の連携など

消防団と自主防災組織、防災士などとの連携を強化するとともに、消防団員が自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うよう、必要な措置を講じていただきたいこと。

特に、当初予算案において、引き続き「消防団・自主防災組織等連携促進支援事業」を実施することとしている。当事業は、地区防災計画を策定した地区において定めるべき具体的事業計画（地域防災力充実強化法第7条第2項に規定する「具体的な事業に関する計画」をいう。）に基づく事業など、消防団が自主防災組織その他の地域における多様な主体と連携して行う事業を支援することとしていることから、都道府県及び市町村におかれては、積極的に企画・提案していただきたいこと。

#### (7) 消防団などの活動拠点施設の整備

緊急防災・減災事業債を活用し、女性用トイレや更衣室などの整備も含め、消防団詰所の機能強化に努めていただきたいこと。

また、緊急防災・減災事業債や消防防災施設整備費補助金を活用し、地域防災拠点施設の整備に努めていただきたいこと。

(8) 広報啓発活動などの充実

消防団の重要性や地域の安心安全は地域で守るということを含め、消防団に対する地域住民の理解を深めるとともに、消防団への加入促進を図るため、当初予算案において実施を予定している「地域防災力充実強化大会」や既述のシンポジウムの開催などの活用をはじめ、年間を通じ、様々な機会を捉えて、消防団に係る広報・PR活動などに積極的に取り組んでいただきたいこと。

(9) 準中型自動車免許の創設に伴う課題への対応

準中型自動車免許の創設に係る改正道路交通法の施行を踏まえ、消防団で車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有している場合、消防団員が準中型自動車免許を取得する経費を積極的に助成することなどにより、これらの自動車の運転者を確保していただきたいこと。

なお、平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した消防団員が準中型自動車免許を取得する経費などに対して市町村が助成を行った場合の助成額について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、必要とされる消防力など、地域の実情を十分に勘案した上で、自動車の更新機会などにあわせて、普通自動車免許で運転可能な消防自動車を活用することについて検討するなど、消防団車両の運行に支障が生じないように努めていただきたいこと。

さらに、当初予算案において、新たに「消防団員の準中型免許取得に係るモデル事業」を実施することとしていること。

(10) 消防団員マイカー共済への加入

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨への対応をはじめ、急を要する消防団の活動のために、消防団員がやむを得ず、自家用自動車などを使用して出勤し、当該自動車などに被害が生じる事例が相次いでいるところ、「消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済の開始について（通知）」（令和2年3月31日付け消防地第124号消防庁次長通知）で示したとおり、令和2年4月1日から、消防団員の災害出勤などに伴う自家用自動車などの被害について補償する共済制度を導入していることから、市町村において、積極的な加入を検討していただきたいこと。なお、当該共済事業に関し支払う分担金については、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(11) 自主防災組織等の充実強化

自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブなどによる住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

自主防災組織については、リーダー育成の取組を進めることなどにより、自主防災組織のレベルアップを図っていただきたいこと。なお、令和元年度に、自主防災組織のリーダー育成に向けた標準的な研修用教材などを策定したことから、これらの教材などを積極的に活用していただきたいこと。

また、当初予算案において、引き続き自主防災組織のリーダー育成のための研修会を実施するとともに、都道府県単位などの自主防災組織に係る連絡協議会の設立を支援することとしている。併せて、既述の「消防団・自主防災組織等連携促進支援事業」において、自主防災組織が他の地域の防災組織などと連携して行う地域防災力の向上に向けた取組を支援することとしている。都道府県及び市町村におかれては、これらの事業を積極的に活用していただきたいこと。

少年消防クラブについては、消防職員、消防団員などによる積極的な協力などを通じて育成を図っていただきたいこと。また、既述の「消防団・自主防災組織等連携促進支援事業」を積極的に活用することなどにより、同クラブの設立、育成を進めていただきたいこと。

## 6 地方公共団体等の災害対応能力の強化

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、災害対応能力の強化に取り組むようお願いします。

### (1) 各災害に共通する事項

#### ア 住民用の非常用物資の備蓄

非常用物資の購入に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしているため、必要な取組を進められたいこと。

なお、非常用物資の購入に関し、災害時などにおける感染症対策に要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを財源として充当できることとされていること。

#### イ 業務継続性の確保

##### (ア) 公共施設等の耐震化等の推進

平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和2年7月豪雨などにより、公共施設等の耐震化や浸水対策、非常用電源の整備等の重要性が改めて認識されたところである。

このことから、大規模災害発生時であっても業務継続性を確保できるよう、緊急防災・減災事業債などを活用して以下に示す取組を積極的に行われたいこと。

##### ① 公共施設等の耐震化、浸水対策、非常用電源の整備など

災害などに強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、公共施設等の耐震化に要する経費、耐震化を目的とする消防署所の全部改築に要する経費並びに非

常用電源の整備、浸水・地震対策及び機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について、引き続き緊急防災・減災事業債の対象としていること。

また、公共施設等の浸水対策を推進するため、指定避難所や災害対策の拠点施設等における浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）及び洪水浸水想定区域等からの消防署所（消防本部庁舎を除く。）の移転に要する経費についても、引き続き緊急防災・減災事業債の対象としていること。

## ② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助

令和2年7月豪雨による社会福祉施設の浸水被害を踏まえ、社会福祉法人等が実施する豪雨災害対策（避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等）に対して地方公共団体が補助する場合、これに要する経費について新たに緊急防災・減災事業債の対象としていること。

## （イ）公共施設におけるインフラ老朽化対策の推進

平成28年度までに策定することとされていた消防分野の公共施設等総合管理計画について、至急策定するとともに、令和2年度までに策定することとされている個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）についても、早期に策定すること。

## （ウ）広域的な防災体制

広域応援要領や受援計画の策定・見直しなど、広域的な防災体制の充実に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしているため、必要な取組を進められたいこと。

## ウ 避難情報の改善

中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」においてとりまとめられた「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）では、警戒レベル4として発出している避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化し、警戒レベル5として新たに「緊急安全確保」を発令可能とする方向性が示されたところである。今後、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）などの改正やガイドラインなどの改定に関する動向を注視するとともに、各都道府県及び市町村等において新制度の運用に向けた対応方法などの検討を進められたいこと。

なお、改正法が成立し、施行されるまでの間は、現行法に従って避難勧告、避

難指示（緊急）及び災害発生情報を引き続き発令することとなるため、留意されたいこと。

## エ 避難行動要支援者の避難対策

近年頻発する豪雨災害では高齢者に被害が集中していることや、障害者等の避難に関する課題も指摘されていることを踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」においてとりまとめられた「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月）においては、自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、避難支援などを実施するための個別計画について、福祉専門職や民生委員、自主防災組織などの関係者と連携して、市町村長がその作成に努めなければならないものと制度上位置付ける方向性が示されたところである。今後、災害対策基本法などの改正や取組指針などの改定の動向を注視するとともに、各都道府県及び市町村等において、引き続き、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の確実な避難に取り組まされたいこと。

なお、避難行動要支援者の避難対策に関しては、避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずるとともに、個別計画の作成に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

## オ 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 1 日付け消防庁国民保護・防災部防災課長等通知）などの通知などを踏まえ、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ることなど、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について対策を徹底されたいこと。

なお、対策を講じるに当たっては、以下の事項に留意されたいこと。

- (ア) 換気扇、洗面所、固定用間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等の整備に要する経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とされたこと。
- (イ) ホテル・旅館などの借上げなどを含む避難所の設置等に要する経費について、引き続き財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の利用が可能であること。
- (ウ) 指定避難所に指定されている学校施設における空調設備の整備に要する経費について、「学校施設における防災機能強化への協力について」（令和 2 年 10 月 2 日付け消防庁国民保護・防災部防災課長等通知）で通知したとおり、引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、緊急防災・減災事業債等の

活用が可能であること。

#### カ 研修機会の提供

災害時の重要な局面ごとに講師が市町村長に情報を提供し的確かつ迅速な判断・指示を求めるなど、1対1で実践的な意思決定のシミュレーションを行う「市町村長の災害対応力強化のための研修」、大規模災害時に被災市町村に派遣される「災害マネジメント総括支援員」などへの研修、大規模災害に備えた市町村の業務継続性の確保や受援体制の構築のための研修などについても引き続き実施することとしているため、積極的な参加を検討されたいこと。

また、「小規模市町村の災害対応に係る手引き（仮称）」を作成・公開することを予定しているため、参考とされたいこと。

### (2) 個別の災害に関する事項

#### ア 地震・津波災害対策

##### (ア) 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の推進

南海トラフ沿いの地域においては、M8～9クラスの大規模地震の発生が切迫した状況にあることから、令和元年5月の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえた地域防災計画の修正が行われていない市町村においては、速やかに地域防災計画の修正を進められたいこと。

なお、地域防災計画の見直しに要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

#### イ 火山災害対策

##### (ア) 活動火山対策避難施設の整備等

各火山地域における実情を踏まえ、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債を活用し、積極的に常時観測火山における活動火山対策避難施設の整備に取り組まれたいこと。

特に、退避壕・退避舎については、新設だけでなく、既存施設の屋根の補強など、機能強化に係る改修事業も、同補助金及び同事業債の対象となるほか、山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備について、地方公共団体が補助する場合に係る経費も補助金の対象となるため、積極的に活用されたいこと。

### 7 消防防災分野における女性の活躍促進

消防の分野においても女性が増加し、活躍することによる、住民サービスの向上や消防組織の強化が期待されており、意欲のある女性はその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、女性消防吏員及び女性消防団員の活躍促進に積極的に取り組むようお願い

いします。

#### (1) 消防本部における女性消防吏員の更なる活躍促進

消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進については、女性消防吏員比率の全国の目標水準（令和8年度当初までに5%）の達成に向けた消防本部ごとの数値目標の設定による計画的な増員のほか、適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、女性専用施設（浴室、仮眠室など）の計画的な整備など、ソフト・ハード両面での環境整備に積極的に取り組むこと。

当初予算案において、女子学生を対象とした職業説明会、アドバイザーの派遣、消防大学校の教育訓練や消防学校への講義支援の充実、先進的な取組を全国展開するためのモデル事業などを引き続き実施するほか、ターゲットを明確にした女性消防吏員 PR 広報などを強化するなど、女性消防吏員の活躍を支援する取組を推進することとしていること。

加えて、消防署所などにおける職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室、仮眠室など）の整備に要する経費について、引き続き、特別交付税措置を講ずることとしていること。

#### (2) 消防団における女性消防団員の更なる活躍促進

消防団における女性消防団員の更なる活躍促進については、女性消防団員比率の全国の目標水準（令和8年度までに10%を目標としつつ、当面5%）の達成に向け、「4 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織の充実強化」の「(3) イ女性消防団員の加入及び活躍の促進について」及び「(7) 消防団などの活動拠点施設の整備」で既述したとおり、当初予算案における事業などを活用し、加入及び活躍の促進並びに環境整備に積極的に取り組むこと。

### 8 防災情報の伝達体制の充実強化

災害発生時においては、住民に対して迅速かつ確実に防災情報を伝達することが極めて重要であることから、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、災害情報伝達手段の多重化・多様化などに積極的に取り組むようお願いいたします。

#### (1) 防災行政無線等の戸別受信機等の導入促進

令和2年7月豪雨などを踏まえ、風水害において、屋外スピーカーのみでは、住民に対し十分に情報を伝達することができない場合があることから、令和元年度補正予算及び令和2年度第1次補正予算に引き続き、補正予算案及び当初予算案において、戸別受信機等の現在の配備数が少ない市町村を対象に無償貸付によ

る配備の支援を行うとともに、戸別受信機等が未配備の市町村を個別に訪問し、配備等に関する助言や実機を用いたデモンストレーションを行うなど、その導入を促進することとしていること。

このほか、戸別受信機等の貸与による配備について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

また、一度の入力で複数の情報伝達手段から一斉送信できる仕組みの導入に伴うシステム改修等経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

各都道府県及び市町村等におかれては、上記の事項を踏まえ、防災行政無線等の戸別受信機等の導入を積極的に進めていただきたいこと。

## (2) 消防防災行政に係る通信手段の確保

防災基本計画において有・無線系、地上系、衛星系などによる伝送路の多ルート化などの推進、特に、地域衛星通信ネットワークなどの耐災害性に優れている衛星系ネットワークの一体的な整備を図ることとされていることなどを踏まえ、大規模災害時に商用通信網が使えなくなった場合に備えて自治体庁舎などにおける非常用通信手段の確保に留意いただきたいこと。

地域衛星通信ネットワークについては、令和3年度に第3世代システムの運用が開始されることを踏まえ、緊急防災・減災事業債を活用し、都道府県が管内全市町村に地球局を設置し、管内全市町村とを結ぶ一体的な整備に取り組まれないこと。また、災害に備えた地上系の通信ネットワークについても、緊急防災・減災事業債を活用し、引き続き整備していただきたいこと。

なお、消防本部における災害時の非常用連絡手段の確保や映像の送受信に不可欠な地域衛星通信ネットワークのシステムの運営に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、消防救急デジタル無線の運用に要する経費などについて、地方交付税措置を講ずることとしていること。

## (3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の充実強化

Jアラートについては、緊急防災・減災事業債などを活用し、瞬時に住民へ必要な情報が伝達できるよう、防災行政無線（同報系）をはじめとした多様な情報伝達手段との連携・整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

Jアラートの受信機等関連機器の保守及び点検に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。特に、市町村におかれては、Jアラートの動作に際し、依然として、不具合事例が見受けられるため、機器の整備や動作ルールの設定の点検、定期的な訓練の実施など日頃から不具合の発生を未然に防ぐための対策を行っていただきたいこと。

また、補正予算案において、都道府県及び市町村等のニーズを踏まえ、噴火速報に関する情報伝達の充実、女性音声放送機能（国民保護情報に限る。）の追加及びJアラート自動起動装置の監視強化を内容とするJアラートの機能強化に加え、緊急地震速報の電文変更（緊急地震速報の発表基準に長周期地震動の予測値を追加）への対応、緊急速報メールの宛先に新たな事業者を追加するなど所要の改修を行うこととしていること。

なお、Jアラートで配信される緊急地震速報の電文変更に伴う自動起動装置の改修経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、上記の機能強化を反映させたJアラート自動起動装置の仕様の改訂を行ったため、令和3年度以降、必要に応じて、市町村においてJアラート自動起動装置の改修を行っていただきたいこと。

## 9 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安全・安心対策の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心確保に向け、テロ災害などへの対処能力の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症への対策にも万全を期すため、関係消防本部などと連携し、警戒体制を確立することとしています。このための訓練経費、応援隊の旅費・輸送費などに要する経費を当初予算案に計上していることから、関係消防本部などにおかれては、必要な予算を計上するなど、万全な体制を確立するようお願いいたします。

また、各種テロ事案を想定した国民保護訓練の実施、避難実施要領のパターンの作成など、国民保護体制の整備・強化に取り組むようお願いいたします。

## 10 緊急防災・減災事業債の活用

緊急防災・減災事業債（充当率 100%、元利償還金の普通交付税の基準財政需要額への算入率 70%、原則として地方単独事業が対象）については、近年、災害が激甚化・頻発化していることから、地方公共団体が、防災・減災、国土強靱化対策を一層推進出来るよう、対象事業を拡大した上で令和7年度まで5年間延長することとされ、令和3年度地方財政計画においても5,000億円（前年度同額）を計上することとされています。

都道府県及び市町村におかれては、当該事業債の積極的な活用により、消防防災体制の充実強化に一層努めていただきますようお願いいたします。

# 消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定について

近年の様々な災害に鑑み、インフラの戦略的な維持管理・更新等の取組を進め、消防力の維持・向上を図るとともに住民の安全・安心を確保することが必要不可欠であることから、消防庁は、消防分野における公共施設等総合管理計画と、個別施設計画の策定を要請しており、**消防本部における早急な取組が必要**。

## インフラ長寿命化基本計画【国】

地方公共団体は、行動計画を策定するとともに、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を定めることとされる。（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）

消防分野に関して...

### 公共施設等総合管理計画 【市町村、消防組合】

「公共施設等総合管理計画」＝  
インフラ長寿命化計画における「行動計画」

### 個別施設計画

消防本部

A 消防署

B 出張所

C 消防団詰所

インフラの管理者はあらゆるインフラを対象に、**平成28年度末までに**、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的取組の方向性を明らかにする**公共施設等総合管理計画を策定すること**とされている。

- ・単独消防  
市町村の公共施設等総合管理計画に消防部門を記載
- ・消防組合（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合）  
消防組合で公共施設等総合管理計画を作成  
又は 構成市町村の公共施設等総合管理計画に消防部門を記載

しかしながら、消防組合のうち、  
**令和2年4月1日時点で策定済である団体は、全体の約83.4%。**  
消防組合の取組は極めて遅れている状況。  
市区町村は令和2年4月1日時点で1,719団体(1,721団体中)策定済み

総合管理計画を策定後、**令和2年度までの**できるだけ早い時期に**個別施設計画を策定すること**とされている。

しかしながら、消防組合のうち、  
**令和2年4月1日時点で策定予定である団体は、全体の約48.3%。**

## 消防の広域化 - これまでの経緯と実績 -

### これまでの経緯

○平成6年9月  
「消防広域化基本計画について(通知)」で広域化を推進

○平成18年6月  
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行  
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け

○平成18年7月  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示  
・推進期限：平成25年3月31日【**第Ⅰ期**】

○平成25年4月  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正  
・推進期限：平成30年4月1日【**第Ⅱ期**】  
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設(※)  
※国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。

○平成29年4月  
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知  
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、  
消防事務の一部について**連携・協力**の仕組みを創設

○平成30年4月【**第Ⅲ期**】  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正  
・推進期限：令和6(2024)4月1日(6年延長)

#### 【背景】

- 小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進  
平成7年：全**931**本部  
うち管轄人口10万人未満の消防本部が**623**本部  
(全本部数に占める割合**66.9%**)

#### 【背景】

- 市町村合併等で常備消防の広域化が進んだが、十分に進んだとは言えない状況  
平成18年：全**811**本部  
うち管轄人口10万人未満の消防本部が**487**本部  
(全本部数に占める割合**60.0%**)

#### 【法制化の概要】

- 広域化における国、都道府県、市町村の役割を明確化

#### 【平成30年4月1日までの実績】

- 平成18年以降、52地域で広域化が実現
- 消防本部数が減少  
平成30年：全**728**本部  
うち管轄人口10万人未満の消防本部が**433**本部  
(全本部数に占める割合**59.5%**)

#### 【参考】大規模な広域化の例

- ① **奈良県広域消防組合**(管轄人口約91万人)→ほぼ**全県1区**  
平成26年4月1日(1)消防本部(37市町村)が広域化
- ② **とちぎ広域消防事務組合**(北海道・管轄人口約35万人)  
→**管轄面積日本最大**(10,828㎡2=岐阜県とほぼ同面積)  
平成28年4月1日(26)消防本部(19市町村)が広域化

## 1. 事業概要

- 広域化、連携・協力の先進事例について、自治体と協力し、調査・研究することにより、**消防力の充実・強化策のモデルを構築する。**
- 実施する事業の費用は消防庁が負担。(令和3年度当初予算案:1,350万円)

### スケジュール(予定)

- 1月下旬 募集開始
- 3月上旬 募集締切
- 4月上旬 採択
- 4月下旬 事業実施

## 2. 効果

- モデル事業に採択された都道府県・消防本部
  - ・新たな発想を生み出す場の提供
  - ・新たな挑戦的試みを後押し
- 全国の都道府県・消防本部
  - ・先進事例をヒントに具体的な検討が可能になる。
- 消防庁
  - ・モデルケースの蓄積により、今後の広域化及び連携・協力の参考となる。

## 3. 令和2年度の状況

	団体名	内容
1	徳島県	内陸部における消防非常備町村の解消に向けた広域化のモデルの構築
2	【愛媛県】 宇和島地区広域行政事務組合消防本部	情報収集・伝達方法の強化を目的とした指令の共同運用のモデルの構築
3	【高知県】 香南市消防本部	総務業務及び予防業務の共同運用のモデルの構築
4	長崎県	離島における本土との広域化のモデルの構築
5	熊本県	既存の指令センターを活用し、段階的に指令の共同運用を行うモデルの構築

## 消防広域化推進アドバイザー制度

- 消防の広域化を積極的に支援するため、都道府県、市町村、消防本部等からの随時の依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーを派遣する制度
- アドバイザーには、現地において広域化等の実現までの手順や、様々な課題に対する解決策など、具体的な助言をしていただきます。  
**※派遣に係る経費は、消防庁が負担します。**

【令和2年11月時点】

	所属先等	広域化及び連携・協力事例等
1	とちかち広域消防局※1	一部事務組合の設立(消防一組) 6本部(1単独、5組合)の19市町村 ※管轄面積は岐阜県とほぼ同一
2	埼玉西部消防局※1	一部事務組合の設立(消防一組) 4消防本部(単独3、組合1)の5市
3	埼玉東部消防組合消防局※1	一部事務組合の設立(消防一組) 5消防本部(単独4、組合1)の4市2町
4	草加八潮消防局※1	一部事務組合の設立(消防一組) 2消防本部(単独2)の2市
5	小田原市消防本部※1	事務委託 1消防本部(組合)の1市6町が小田原市に事務委託
6	砺波地域消防組合消防本部※1※2	一部事務組合の設立(消防一組) 2消防本部(単独、組合)の3市
7	静岡市消防局※1	事務委託 3消防本部(単独2、組合1)の2市2町が静岡市へ事務委託 ※管轄消防本部が複数ある市(牧之原市)の解消
8	東近江行政組合消防本部※1	一部事務組合への加入(複合一組) 2消防本部(組合2)のうち、一方の組合に他方の組合の1市※1町が加入 ※管轄消防本部が複数ある市(東近江市)の解消
9	北はりま消防本部※1	一部事務組合の設立(消防一組) 3消防本部(単独2、組合1)の3市1町
10	奈良県広域消防組合消防本部※1	一部事務組合の設立(消防一組) 11消防本部(単独4、組合7)と1非常備村の37市町村 ※非常備村の解消
11	宇部・山陽小野田消防局※1	一部事務組合の設立(消防一組) 2消防本部(単独2)の2市
12	熊本市消防局※1	事務委託 2消防本部(単独1、組合1)の2町村が熊本市へ事務委託
13	横須賀市消防局※1※2	事務委託 2消防本部(単独2)の2市 指令の共同運用から広域化への移行
14	いばらき消防指令センター※2	協議会 20消防本部(単独15、組合6)の33市町が指令の共同運用
15	千葉北西部消防指令センター※2	協議会 6消防本部(単独6)の6市が指令の共同運用 R2年12月から4消防本部が加わり、合計10消防本部で指令の共同運用を開始
16	福岡市消防局※2	事務委託 3消防本部(3市7町)が福岡市へ事務委託

※1 広域化実施  
※2 指令の共同運用実施

# 市町村の消防の広域化及び消防の連携・協力に対する財政措置（令和3年度（案））

## 消防の広域化

都道府県	普通交付税	<b>消防広域化推進経費</b> ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費
	特別交付税	<b>広域化対象市町村に対する支援に要する経費</b> ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
市町村〔1〕	特別交付税	<b>消防広域化準備経費</b> ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
		<b>消防広域化臨時経費</b> ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要なシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
	地方債	<b>防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債</b> ・消防署所等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。） <b>一般事業債・一般補助施設整備等事業債</b> ・消防本部庁舎の整備
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

1 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

## 連携・協力

市町村	地方債	<b>防災対策事業債</b> ・高機能消防指令センターの新築及び増改築〔2〕（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。）
		<b>緊急防災・減災事業債</b> ・高機能消防指令センターの新築及び増改築〔2〕（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

2 消防指令システム及び機器、指令センターの建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合は、指令センター部分を案分する。）、消防救急デジタル無線の整備を含む。

## 地方債の充当率及び交付税参入率



# 救急隊の感染防止対策マニュアルVer.2.0 改訂のポイント

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

○ 新型コロナウイルス感染症の感染経路や特性を踏まえ、陽性患者や地域の感染拡大状況等から疑う傷病者に対応する場合の感染防止対策をまとめ、以下の内容を中心に記載

- ・ 手指衛生及び个人防护具（手袋、サージカルマスク、感染防止衣等）の着用を行うこと
- ・ 傷病者及び同乗する者に対して可能な限りサージカルマスクを着用させること、それが難しい場合は、隊員は必ずゴーグル・フェイスシールドを着用すること
- ・ 全身つなぎ型の感染防止衣は不要であること
- ・ 心肺蘇生時は処置に伴いエアロゾルによる感染のリスクが生じるため、注意して対応する必要があること

## N95マスク、ゴーグル・フェイスシールドの使用について

- N95マスクの使用場面として、空気感染に加え、エアロゾルによって感染するリスクがある場合を追加
- N95マスクのフィットテスト（適切なサイズのマスクを選択できていることの確認）の必要性について記載
- ゴーグル・フェイスシールドの選択の考え方について記載
- 資器材の再利用の考え方について記載

## その他の事項

- 各種ワクチン接種及び血中抗体検査のスケジュール等について、最新のガイドラインに沿った内容に改訂
- 適切な感染防止対策のため、搬送前から医療機関や保健所と必要な情報共有を行うことについて記載

## 写真及び動画による説明を追加

- 感染防止衣の脱着方法について写真及び動画で説明

### 手袋、感染防止衣、ゴーグル及びマスク装着時の脱ぎ方の手順



- 救急車両の感染防止対策（養生の方法）について写真で例示

### 養生の方法(例)



# 1. 救急安心センター事業（#7119）の概要

## 事業概要

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

### ○救急相談

例) 緊急性の有無※1、応急手当の方法、受診手段※2

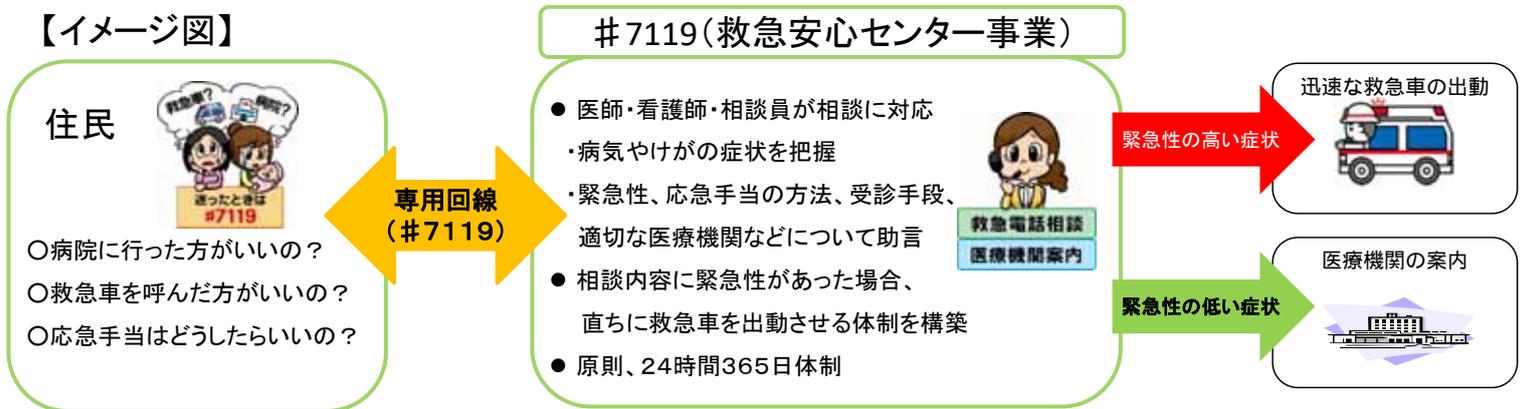
### ○適切な医療機関を案内※3

※1 直ちに医療機関を受診すべきか、2時間以内に受診すべきか、24時間以内か、明日でも良いか等。

※2 救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、民間搬送事業者等を案内するのか。

※3 適切な診療科目及び医療機関等の案内を行う。

## 【イメージ図】



# 1. 救急安心センター事業（#7119）の概要

- 現在、全国17地域で実施
- 人口カバー率は46.0%(5,841万人)

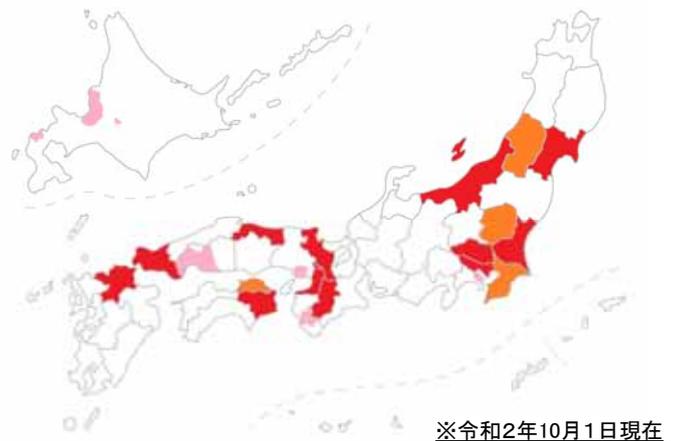
## (1) 実施地域 全国17地域

### ○県内全域:12地域

宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、京都府、大阪府内全市町村、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県

### ○県内一部:5地域

札幌市(周辺含む。)、横浜市、神戸市(周辺含む。)  
田辺市(周辺含む。)、広島市(周辺含む。)



## (2) エリア人口

○全国5,841万人(カバー率46.0%)

うち 最小 約9万人(田辺市等)～ 最大 約1,351万人(東京都)

## (3) 開始時期

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
開始地域数	1		2			1	1		1	1	4	3	2	1
累計	1		3			4	5		6	7	11	14	16	17
[参考] 開始地域	東京都		大阪府 奈良県			田辺市等	札幌市等		横浜市	福岡県	埼玉県 宮城県★ 茨城県★ 新潟県★ 神戸市等	鳥取県★ 茨城県 広島市等	山口県★ 徳島県★	京都府★

※下線は都道府県が主体となって実施している地域(10地域)、うち★印は管内市町村から分担金を取って運営している地域(6地域)

# 1. 救急安心センター事業（#7119）の概要

○ 事業実施規模により、勤務人員、相談件数、運営費に差がある。

**(4) 受付時間** 原則、24時間365日（12地域で実施）※例外：【平日夜間及び土日祝】3地域（宮城県、鳥取県、徳島県）【毎日夜間】1地域（新潟県）

**(5) 運営形態** 各自治体でコールセンターを設置（一部を事業委託している地域あり）  
 =9地域（札幌市等、埼玉県、東京都、横浜市、大阪府、神戸市等、奈良県、広島市等、福岡県）

各自治体が民間コールセンターへ事業委託  
 =8地域（宮城県、茨城県、新潟県、京都府、田辺市等、鳥取県、山口県、徳島県）

**(6) 勤務人員** 通常、①常駐医師、又は電話等で常時相談対応が可能な医師、②相談看護師、③受付員/オペレーター  
 ④監督員で構成 実施団体の時間帯別勤務人員（例）：4人～6人（広島市）、22～26人（東京消防庁）

**(7) 相談件数** 全国 約155.6万件 最小 約0.2万件（田辺市等）～ 最大 約41.6万件（東京都） ※令和元年度件数(令和2年度以降に事業開始した京都府を除いて集計)

[実施例]	相談件数	うち救急相談	うち医療機関案内
東京都	約 41.6万件	約 23.2万件	約 18.4万件
大阪府内全市町村	約 25.7万件	約 13.4万件	約 12.3万件
神戸市等	約 8.8万件	約 2.9万件	約 5.9万件
奈良県	約 6.4万件	約 3.1万件	約 3.3万件
札幌市等	約 5.9万件	約 4.2万件	約 1.7万件
茨城県	約 1.8万件	約 1.4万件	約 0.3万件
宮城県	約 1.4万件	約 1.1万件	約 0.3万件
徳島県	約 1,200件	約 1,100件	約 100件
鳥取県	約 1,200件	約 1,100件	約 100件

**(8) 運営費** 全国 約19.1億円：最小 約158万円（鳥取県）～ 最大 約6.9億円（東京都） ※令和2年度予算(令和2年度以降に事業開始した京都府を除いて集計)

[実施例]	運営費	[参考] 197人口	[参考] 受付時間
東京都	約 6.9億円	約 1,351万人	24時間365日
大阪府内全市町村	約 2.5億円	約 884万人	24時間365日
神戸市等	約 1億円	約 162万人	24時間365日
奈良県	約 1.2億円	約 137万人	24時間365日
札幌市等	約 1億円	約 205万人	24時間365日
茨城県	約 1,400万円	約 286万人	24時間365日
宮城県	約 3,500万円	約 233万人	平日夜間及び土日
徳島県	約 1,500万円	約 76万人	平日夜間及び土日
鳥取県	約 158万円	約 56万人	平日夜間及び土日

# 1. 救急安心センター事業（#7119）の概要

## 実施団体の財政負担状況

年度	財政負担している都道府県（負担率）	財政負担している市町村（負担率）	財政負担している市町村数累計	カバーしている市町村数の総計
H19	東京都(100%)			40※1
H20				
H21	奈良県(100%)	大阪府内全市町村(100%)	43	83
H22				
H23				
H24		田辺市周辺(100%)	45	124
H25		札幌市周辺(100%)※2	52	131
H26				
H27		横浜市(100%)	53	132
H28	福岡県(100%)			192
H29	埼玉県(100%)			255
	宮城県(50%)	仙台市(50%)	54	290
	新潟県(67%)	新潟市(33%)	55	320
H30	鳥取県(50%)	神戸市周辺(100%)※3	57	322
	茨城県(100%)	鳥取県内全市町村(50%)	76	341
R01		広島市周辺(100%)	91	400
	山口県(30%)	山口県内15市町(70%)	106	415
R02	徳島県(50%)	徳島県内24市町村(50%)	130	439
	京都府(定額負担)	京都府内市町村(府負担分以外を人口按分)	156	465

※1 東京都特別区は1市としてカウントしている。

※2 札幌市に負担金を支払っている5市町村のうち当別町はH30年、南幌町はR2からの参画だが、札幌市が事業開始したH25年度の欄に合算して記載している。

※3 神戸市に負担金を支払っている芦屋市はH31年からの参画だが、神戸市が事業を開始したH29年度の欄に合算して記載している。

# 1. 救急安心センター事業（#7119）の概要

## 財政支援

整備に係る支援 ※①は国庫補助事業、②は地方単独事業のため両者の併用は不可				
<p><b>①消防防災施設整備費補助金 救急安心センター等整備事業（平成21年～）</b></p> <p>・補助基準額（補助率1/3）            救急安心センター整備事業 10,476千円（3,492千円）            救急医療情報収集装置 1,572千円（524千円）</p> <p>・事業要件（抜粋）            (1) 住民の救急相談に応える電話相談窓口を消防機関等に設置すること。            (2) 当該救急電話相談窓口は都道府県域内の住民を対象とすること。            (3) 当該救急電話相談窓口は、医師、看護師又は相談員を24時間、365日体制で常駐させること。ただし、地域の实情に応じて、常駐していない時間には、医療機関案内へ電話を転送し医療機関を紹介することにより救急相談が受けられることとなるなどの適切な措置を講じる場合には、この限りでない。            (4) 緊急性がある場合には、直ちに救急車を出動させる体制を構築すること。            ※救急医療情報収集装置は、情報収集装置、電話回線及び端末装置の全部又は一部をもって構成されるもので端末装置から救急医療情報を検索及び閲覧できるものであること            ※当該年度の消防防災施設整備費補助金全体で零細補助基準額（原則、都道府県及び政令市9,500万円、その他950万円）を越えること。            ※救急安心センター等整備事業について、都道府県単位の運用のために整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。            （令和2年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金配分方針により、令和2年4月1日から運用開始）</p>	<p><b>②防災対策事業（防災基盤整備事業）～救急安心センター事業関係～</b></p> <p>・消防防災施設整備事業            防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の事業を対象とする。            a～m（略）  <b>n 消防防災情報通信施設（※）</b>            o（略）</p> <p>※消防防災通信施設とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、高機能消防指令センター、救急安心センター、防災情報システム、要援護者緊急通報システム、震度計・自動震度警報装置、災害時オペレーションシステム等をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 75%;">防災対策事業債 75%</td> <td rowspan="2">一般財源 25%</td> </tr> <tr> <td>（交付税算入率 30%）</td> </tr> </table> <p>※ 交付税措置率 22.5% [75%(充当率) × 30%(交付税算入率)]</p>	防災対策事業債 75%	一般財源 25%	（交付税算入率 30%）
防災対策事業債 75%	一般財源 25%			
（交付税算入率 30%）				
<p><b>ランニングコスト(運営費)のための支援</b></p> <p>・市町村に対する普通交付税として、救急安心センターを運営するために必要な人件費や事業費について一定の措置が講じられている（平成21年度～）。</p> <p>⇒常備消防費の救急業務費の需用費等の中に、「救急安心センター事業（#7119）等」(8,062千円（標準団体=10万人の場合・令和2年度）が措置されている。</p>				

# 1. 救急安心センター事業（#7119）の概要

## 事業効果

種別	効果	効果を示す事項の例
救急車の適正利用（適時・適切な利用）	潜在的な重症者を発見・救護	救急相談の結果救急搬送となり、緊急入院した都民74,189人（中等症以上・東京消防庁） 緊急度が高い等、相談前に救急出場させた件数10,310件（東京消防庁） 7119から救急搬送と判断され、重症化が防がれた奏功事例
	軽症者の割合の減少効果	初診時程度が「軽症」であった割合が減少 東京消防庁 【H18】60.3% 【R1】54.2%（6.1ポイント）
	不搬送件数の削減効果	救急出場したものの、「緊急性なし」という理由で不搬送になる割合の減少
	不急の救急出動の抑制効果	救急出動件数の増加率が抑制 【H18 H30】全国：26.1% 東京：19.1%（7.0ポイント） 管轄面積が広い地域では、1件の出動～帰署に時間を要する。遠方からの出動による到着遅延を防ぎ、より緊急性の高い事案に出動するため、7119により救急車の不急の出動を抑制することを推進
救急医療機関の受診の適正化	医療機関における時間外受診者数の減少効果	7119導入後、時間外受診者が8.1%減少（札幌市A病院）
	医療機関における救急医療相談数の抑制効果	7119導入後、病院への相談件数が約24%減少（神戸市）
	医療費の適正化効果	相談の結果、時間外受診をせずにすんだ 診療報酬の時間外割増分の適正化 相談の結果、受診しなかった 受診した場合に生じていた医療費の削減 相談の結果、救急車を利用しなかった 夜間休日救急搬送医学管理料の適正化
住民への安心・安全の提供	利用者の満足度	実施団体が実施した利用者アンケート（R1年度「救急安心センターおおさか」に関するアンケート） 約9割の利用者が、「役に立った」「大変役に立った」と回答し、「今後も利用しようと思う」と回答。
	医療機関休診時のニーズの受皿の役割	医療機関が休診のとき 7119入電が多い。 曜日：日曜日、次いで土曜日に多い（月：1月、7月、8月、12月に加え、5月（GW）に多い）
	成人への適切な受療機会の提供	7119は成人層の利用が多く、そのうち医療機関案内が多い かかりつけ医をもつきっかけを作る側面も考えられる。
時代の変化への的確な対応	人生100年時代に向けたリスクの高い高齢者の増加への対応や、地方の深刻な過疎化への対策 地域の救急搬送・救急医療の担い手不足への対応	
新型コロナウイルス感染症対策	感染のリスクとなる不必要な外来受診・外出の抑制による重症化防止 新たな感染症への対応なども含め、受け皿としての相談窓口	

## 2. #7119の普及に向けたこれまでの取組

### 通知等の発出

・救急業務のあり方に関する検討会での検討結果を報告書としてとりまとめ、各消防本部に送付しているほか、通知を発出し、各地域における#7119事業導入の促進を図っている。

「救急安心センター事業(#7119)の更なる取組の推進について」  
(平成28年3月31日付け消防救第32号消防庁救急企画室長通知)

・「#7119」の使用要件、地方公共団体への財政的支援、先進事例の施策効果を取りまとめたものを周知  
・管内の消防本部の意向も踏まえつつ、都道府県衛生主管部局及び医療関係者等との合意形成を図るなど、導入に向けた積極的な取組を依頼

「救急安心センター事業(#7119)の全国への普及促進について」  
(平成31年3月29日付け消防庁救急企画室事務連絡)

・「医療機関の負担軽減や医療費の適正化など、事業が医療に及ぼす効果が見出されたこと」  
・「医療面の効果が確認されたことから、市町村だけでなく、都道府県も一定の財政負担をすることが適当であること」等を明記

### 広報等の実施

- ・首相官邸メールマガジン・LINEや消防庁HPに新設した特設サイト等を活用した分かりやすいネット広報
- ・広報誌への掲載やラジオ番組での紹介
- ・子供たちに人気の高いキャラクターと連携した制度PRの実施

など、多様な広報活動を展開し、未実施団体に対する丁寧な働きかけ等との相乗効果を図りながら、本事業のさらなる全国展開を推進。

また、厚生労働省と連携して、「地域における適切な医療の提供に資する事業(厚生労働省平成30年度「いのちをまもり、医療をまもる国民プロジェクト宣言)」として位置づけ、事業の周知を行っている。

消防庁が実施している広報の一例



## 2. #7119の普及に向けたこれまでの取組

### 未実施地域への導入促進

#### ○個別訪問の実施

平成28年度から、職員を事業未導入の道府県や市町村等に派遣して導入促進を行っている。  
また、平成29年度から実施している救急業務のフォローアップ時においても、検討状況を確認するなど、導入に向けた働きかけを行っている。

#### ○救急安心センター事業(#7119)普及促進アドバイザー制度の創設

平成29年5月、未実施地域への事業普及方策の提示と幅の広いアドバイス、研修支援を行うことを目的に、救急安心センター事業(#7119)普及促進アドバイザー制度を創設

発足	平成29年5月
目的	主に未実施地域への事業普及方策と幅の広いアドバイス、研修支援など
構成	自治体職員(消防防災主管部局、衛生主管部局) 医師、看護師
登録人数	25名(令和2年9月現在)
派遣実績	平成29年度 11回、平成30年度 2回、平成31年度/令和元年度 3回

制度の概要

年度	派遣回数	派遣日	派遣団体名	派遣人数	実施内容
H30	2	11月12日	宮城県 1名 大崎市消防局 1名	1名	(1)事業範囲の拡大 (県内一部市町村)に関すること (2)事業の導入促進に関すること
		11月17日	東京都消防庁 1名 大田区消防局 1名 田辺市消防本部 1名	3名	(1)事業の導入に関すること (2)事業の費用に関すること (3)事業の導入促進に関すること
H31	2	7月9日	東京都救急指図センター(仮) 1名(うち医師1名)	1名	(1)事業の検証情報に関すること (2)事業の検証情報に関すること
		7月18日	宮城県 1名	1名	事業実施による8000人の確保に関すること
R1	1	12月18日	東京都救急指図センター(仮) 1名(うち医師1名)	1名	(1)事業の検証情報に関すること (2)事業の検証情報に関すること

派遣実績(H30/H31/R1)

#### ○実施団体間の連携

平成29年度から、「救急業務のあり方に関する検討会」の連絡会として、救急安心センター事業(#7119)担当者及び普及促進アドバイザー連絡会を開催し、医療機関の負担軽減効果や相談ごとに取得する情報の整理、事業の検証体制及び事業効果の算定等を検討するとともに、実施団体間の連携を深めている。

### 3. 令和3年度地方財政措置における新たな財政措置

#### ランニングコスト(運営費)のための支援

現行

- ・市町村に対する普通交付税として、救急安心センターを運営するために必要な人件費や事業費について一定の措置が講じられている(平成21年度～令和2年度)。
- ⇒常備消防費の救急業務費の需用費等の中に、「救急安心センター事業(＃7119)等」(8,062千円(標準団体=10万人の場合)が措置されている。

新規

住民が救急車を呼ぶべきかどうか等の判断に悩む場合に専門家が電話相談に応じる「救急安心センター事業(＃7119)」に要する経費について、**新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。**



都道府県、市町村を問わず、財政負担が生じた地方公共団体に対して、財政支援が行われることとなった。

団体	平成21年度から 令和2年度まで	令和3年度～
都道府県	×	○ 〔実施団体に 特別交付税措置〕
市区町村	○ (全団体に普通交付税措置)	

・措置率0.5、財政力補正なしで措置

15

### 4. #7119の全国展開に向けた今後のスケジュール

#### 令和2年度

<今後の課題、検討事項の整理>

- ・ 令和3年1月～ 報告書の完成・公表
- ・ 令和3年2月～ 報告書の周知などのため、都道府県、消防本部等に送付・連絡
- 救急業務のあり方に関する検討会(令和2年度第3回)において報告
- 令和3年度に向けた準備(未実施団体に対する連絡、協議などは継続)

#### 令和3年度

<令和2年度の議論を踏まえた検討事項>

- ・ 報告書を踏まえた、未実施地域に対する導入に向けた連絡・協議
- ・ #7119事業の位置づけを医療計画の中に明確化するための協議・調整
- ・ 導入／運用マニュアルの作成
- ・ 業務を外部委託する際に必要な標準的な仕様書の作成

【方策】

【具体的な取組(案)】

#7119未実施地域に対する導入促進



- 救急業務に関するフォローアップ調査、#7119普及促進アドバイザーの派遣及び消防庁職員の個別訪問などを通じて、未実施地域に対する連絡・協議を加速する。(勉強会や検討会の開催など、未実施団体において導入に向けた検討が速やかに開始されるよう、連絡・調整を実施する。)
- 都道府県における検討が促進されるよう、全国知事会と協議・調整を進める。

各都道府県が定める  
医療計画への記載に向けた検討



- #7119事業を各都道府県が作成する医療計画に記載することについて、厚生労働省に対する協議・調整を実施していく。

実際の事業導入に向けた検討  
・ 導入／運用マニュアルの作成  
・ 業務を外部委託する際に必要な標準的な仕様書の作成



- 未実施団体における円滑な事業導入及び事業実施団体における効果的な事業の運営・底上げ等に向けた、導入／運用マニュアルの作成を開始する。
- コールセンター業務を民間事業者等へ外部委託する際に必要な仕様書等について、モデルとなる様式の作成を開始する。

## 住宅用火災警報器の設置・維持管理対策の推進

### 【住警器の設置義務化】

・住宅火災による死者数が千人を超える高水準となり、また、その半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後の高齢化の進展とともにさらなる死者数の増加が懸念されたことから、平成16年の消防法改正により、住宅の所有者等に対し、住宅用火災警報器(住警器)の設置及び維持義務が課された。

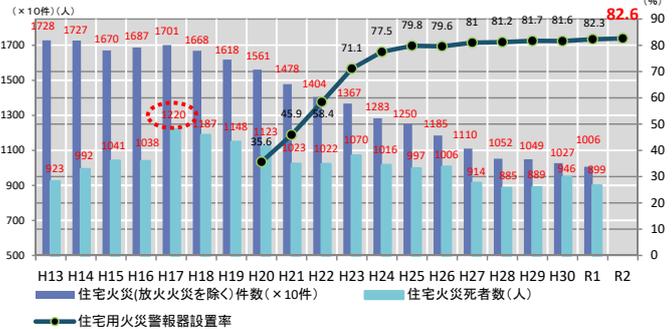
**新築住宅:平成18年6月1日から設置義務化**

**既存住宅:平成23年6月1日までの間で**

**市町村の条例で定める日から設置義務化**

・住宅火災の件数及び死者数は、住警器の設置義務化以降、おおむね減少傾向にある。

＜住宅火災の件数、死者数、住警器設置率の推移＞



### 【設置から10年以上が経過し、故障等不具合が懸念される住警器が多数設置されている状況】

・住警器の交換目安は本体内部の機器の劣化や電池の寿命等を踏まえ約10年とされており、既存住宅を含む全ての住宅に住警器の設置が義務付けられてから10年となる令和3年度には、多くの住警器が設置から10年以上経過する見込み。



・令和2年度に住警器の設置状況調査を行った世帯の約2%で住警器の故障や電池切れなどが確認されており、今後、多くの世帯が住警器の交換期限を迎えるなか、適切な維持管理が行われない場合は、住宅火災の死者数が再び増加に転じることが懸念される状況にある。

消防庁では、住警器の設置を推進するため、平成20年に、国、地方及び関係業界(団体)等からなる「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、平成23年には、同会議の名称を「住宅用火災警報器設置対策会議」と改め、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を策定し、住警器の設置・維持管理のための取組を進めてきたところであるが、令和2年度において、住警器の点検及び交換に関する広報や支援体制の更なる強化を図るため、会議名称を「住宅用火災警報器設置・維持管理対策会議」と改めるとともに、基本方針を改正したところ。

各自治体におかれては、**基本方針に基づき、住警器の設置・維持管理などの住宅防火対策を積極的に推進していただきたい。**なお、令和3年度においては、住警器の設置から10年以上経過し、交換期限を迎える住宅等に対する戸別訪問の実施など、地域の多様なボランティア等と連携した取組に係る経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。

## 消防行政における手続のデジタル化に向けた検討

新型コロナウイルス感染症対応策やデジタルガバメントの実現のために、「書面主義、押印主義、対面主義の見直し」や「行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応が必要

### 現在の取組

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が求められる間、押印省略した申請書・届出書等(以下「申請書等」という。)の受付、電子メール等での申請書等の受付の推進について各消防本部に通知(令和2年5月)

### 令和2年度

- 消防法令に規定する申請書等において押印を廃止及びオンライン化の推進(令和2年12月)  
→ 消防法施行規則等を改正し、恒常的に申請・届出時の押印を廃止する。また、これにより、電子メールに申請書等を添付して送付することが容易になる(改正内容やオンライン化の推進を各消防本部に通知。)

更に、火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた調査等を実施

### 令和3年度

- 火災予防分野における電子申請等の標準モデルの構築等  
→ 消防行政のうち、申請・届出の多い火災予防分野の手続を中心に、電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式の検討及び実証実験の実施により標準モデルを構築する。なお、申請者等の利便性の向上の観点から、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービスを利用し、申請窓口を一元化することを想定

### 令和4年度以降

大規模消防本部を皮切りに、標準モデル対応の電子申請等の早期導入を目指す

# 消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について（通知） 【令和2年12月25日付け消防総第812号 消防庁次長から各都道府県知事・各指定都市市長あて通知】

令和2年12月25日に消防関連法令に規定されている各様式中の押印を不要とする改正規定が施行されたこと等に  
伴い、書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項等を整理したもの

## 1 押印を廃止する手続について

- 各消防本部等に対し提出する申請書等のうち、消防関係法令の定める様式において押印を不要としたのと同様に、消防庁から発出している通知で定める様式も押印を不要とすること
- 不要とした押印に代わり、申請者等の自署を求めることとするものではないことに留意
- 各地方公共団体の条例・規則で定める様式や法令に基づかないが独自に提出を求める様式で、押印によらずとも真正性等を確認できるものについては、同様に取り扱うことが適当

## 2 電子メール等による申請について

- 申請書等を電子メール等により提出する場合、必要があると認められるときは、電話等により所要の確認を行うこと（押印の廃止に伴い、電子署名を付さずに申請書を電子メール等により提出することが可能となったため）
- 複数の申請で共通する添付ファイルについては重複して提出を求めないようにすることが適当
- 申請等を受け付ける各地方公共団体等は、受付アドレスの整備等、電子メール等による受付体制の整備を行うとともに、電子メール等による申請等が可能である場合には、その旨を周知・広報することが適当

## 3 消防行政における手続のオンライン化について

- 消防庁において、手続のオンライン化に向けた検討を進めているところであり、令和3年度までにマイナポータル・びったりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、令和4年度以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施することを予定
- 消防行政における一部の手続のオンライン化については、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）の別紙1「オンライン化等を実施する行政手続等」及び別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」にもオンライン化を推進する対象手続として新たに明記されたことに留意

## 火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、及びデジタルガバメントの実現のためには、書面主義、対面主義の見直しが喫緊の課題とされている。

消防業務のうち火災予防分野においては、防火管理者選任届や防火対象物点検報告などの各種申請・届出があるが、これらの各消防本部への申請等は主として書面による提出のみで行われている現状がある。また、これらの消防業務は原則として基礎自治体である市町村が行うこととなっており、国等が整備した法令、ガイドライン等に基づいて、個々の市町村の消防本部で実施されているが、業務の効率化等の観点からは、業務プロセス・システムの標準化が必要である。

このため、火災予防分野における電子申請等の推進と業務の効率化のため、電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式を検討するとともに、実際にいくつかの消防本部で電子申請等の実証実験を行うことにより、火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築する。

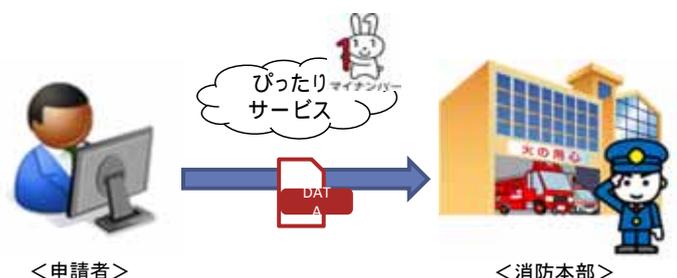
【R2補正(3次)予算額:0.8億円(新規) R3予算額:1百万円】

### <主な検討事項>

- 電子申請等の対象となる手続の優先順位の検討
- 電子申請等に用いるシステム構成等の検討
- 電子申請等の標準様式の検討
- 電子申請等の導入による事務フローの見直し
- 電子申請等の普及方法

### <検討手段>

- 検討会の開催  
→申請・届出を行う事業者、消防関係者、学識経験者等で構成
- 実証実験の実施  
→いくつかの消防本部で電子申請等の実証実験を実施



# 地方公共団体等の災害対応能力の強化に係る地方財政措置

## 1. 避難行動要支援者の避難対策について

地方交付税措置(新規): 避難行動要支援者に対して避難支援等を実施するための個別避難計画(仮称)の作成に、市町村が要する経費

地方交付税措置(継続): 避難行動要支援者名簿の作成・活用に、市町村が要する経費

※避難行動要支援者の避難対策のほか、避難情報の改善等、制度改正に係る説明会を開催する予定。

## 2. 住民用の非常用物資の備蓄について

地方交付税措置(継続): 災害時への備えに必要な、水・食料品や簡易トイレ、簡易ベッド等、住民用の非常用物資の購入に、道府県及び市町村が要する経費

※パーティションや非接触型体温計の購入等、感染症対策に要する経費については、引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの活用を検討されたい。

## 3. 緊急防災・減災事業債の拡充について

地方公共団体が引き続き防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和7年度まで延長

### 【拡充事業】

- ① 指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策(固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ、非接触対応設備等の整備)
- ② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助(避難階段、避難エレベーター、非常用電源の設置等に対する補助)



トイレの洋式化・乾式化

## 衛星通信を用いた非常用通信手段の確保に係る政府の取組

### (1) 地域衛星通信ネットワークの第3世代システムに係るモデル事業

- 概要
- 地方公共団体における非常用通信手段の確保に関する緊急対策事業として、従来と比べて高性能かつ安価な「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム」について、令和元年より高知県においてモデル事業を実施。
  - 令和2年6月までに機器整備が完了し、令和2年12月21日に実証事業の成果に係る「中間報告」を作成。地域衛星通信ネットワークの第3世代システムが災害対応に資する衛星通信システムであることを確認。

#### 【実施状況】

- ✓ 高知県内の県庁、市町村、消防本部(計62箇所)に衛星通信機器を設置。(整備費用: 約3.7億円)
- ✓ 令和2年7月より、本システムの災害対応業務における有用性の検証を実施。



宿毛市役所のアンテナ

#### 【災害に備えた次世代の衛星通信システムの実証事業に係る中間報告】

- ✓ 整備費用・設置スペース、基本的機能の評価、降雨耐性評価、可搬装置の使いやすさ等を検証。
- ✓ 災害対応に必要な通信を一通り実施可能であり、本システムが災害対応に資する衛星通信システムであることを確認。

#### (災害対応に資する衛星通信システムのあり方)

- ① 専用通信網もしくは帯域保証による安定的な通信
- ② 画像やデータをやり取りできるだけの十分な回線容量
- ③ 円滑に情報共有するための一体的なネットワーク整備

### (2) 防災基本計画の修正

令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム(内閣府)

- ✓ 令和元年台風第15号・第19号において課題となった長期停電及びその復旧プロセス、避難の実効性の確保やわかりやすい防災情報の提供、その他課題となった事項について検証を行うため、令和元年10月3日に設置され、令和2年3月31日に最終とりまとめを作成した。
- ✓ 衛星通信をはじめとした非常用通信手段についても、より一層の充実の必要性等に言及されている。

#### 【最終とりまとめ(抜粋)】

- 非常通信協議会で策定している都道府県・市町村間の非常時の通信ルート(地域衛星通信ネットワークを含む都道府県防災行政無線など)の確保・見直しや、これを利用した訓練の実施等について、平時から自治体等に周知・啓発する
- 都道府県は、地域衛星通信ネットワークを含む都道府県防災行政無線を活用して、市町村等との情報伝達手段を確保されるよう求められるので、国は必要な措置を講じる

#### 防災基本計画の修正(中央防災会議)

- ✓ 上記の検証チーム最終とりまとめ等を踏まえ、令和2年5月29日に改定。

#### 【衛星通信に係る記載】

- 地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国[消防庁]、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。等

# 災害対応に資する衛星通信システムの整備推進について

○都道府県と市町村を結ぶ「都道府県防災行政無線(衛星系)」については、地上系の通信網が途絶する場合に備えたバックアップとして、災害対応に資する衛星通信システムを市町村まで空白なく整備することが必要。

○地方財政措置を活用し、地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の災害対応に資する衛星通信システムについて、都道府県内の全市町村において一体的な整備を推進されたい。

## 【地方財政措置】

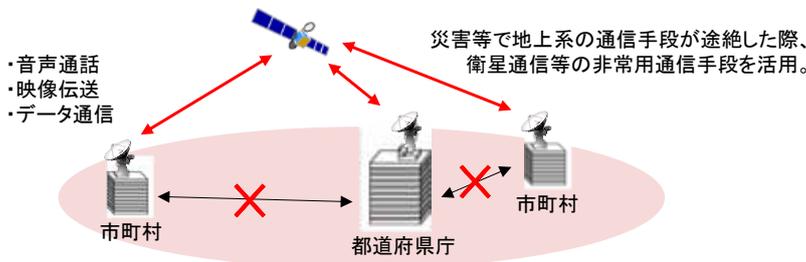
### ○緊急防災・減災事業債

以下の要件を全て満たす衛星通信システムについて、都道府県が管内全市町村にアンテナ等の衛星通信機器を設置し、管内全市町村とを結ぶ一体的な整備を行う場合に対象となる。

- ①災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること。
- ②災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること。
- ③被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワークであること。なお、消防本部や公共機関等においても合わせて一体的に整備することが望ましい。

また、都道府県が管内全市町村に加え公共機関等へ地球局を整備する場合や、消防本部が地球局を整備する場合についても対象となる。

(参考)地域衛星通信ネットワーク第3世代システム



## 消防防災航空隊 運航・操縦体制(令和2年11月1日現在)

### ○ 操縦体制別

2人操縦	28団体	46機
1人操縦	28団体	28機

### ○ 運航体制別

自主運航	19団体	35機
委託運航	35団体	36機
混合運航	2団体	3機

### <運航主体区分>

- 消防機関: 東京消防庁及び政令市消防本部が運航
- 都道府県: 消防組織法第30条第3項の規定に基づき都道府県が運航

### <運航形態>

- 自主運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航団体の職員
- 委託運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航業務受託企業の従業員
- 混合運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員に運航団体の職員と運航業務受託企業の従業員が混在

### ○ 1人操縦体制の運航団体

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	北海道防災航空隊	都道府県	委託	1人	2機
2	青森県	青森県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
3	岩手県	岩手県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
4	宮城県	宮城県防災航空隊※2	都道府県	委託	1人	1機
5	山形県	山形県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
6	福島県	福島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
7	茨城県	茨城県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
8	栃木県	栃木県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
9	群馬県	群馬県防災航空隊※3	都道府県	委託	1人	0機
10	新潟県	新潟県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
11	富山県	富山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
12	石川県	石川県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
13	福井県	福井県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
14	愛知県	愛知県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
15	三重県	三重県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
16	和歌山県	和歌山県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
17	鳥取県	鳥取県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
18	島根県	島根県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
19	岡山県	岡山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
20	広島県	広島県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
21	山口県	山口県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
22	徳島県	徳島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
23	香川県	香川県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
24	愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
25	長崎県	長崎県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
26	熊本県	熊本県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
27	大分県	大分県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
28	高知県	高知県消防防災航空隊※4	都道府県	自主	1人	1機

※2人操縦体制の導入予定について

- 赤地は令和2年度に導入又は導入予定 (5団体)
- 青地は令和4年4月までに導入予定 (15団体)
- 黄地は令和7年4月に向けて協議中など (12団体)

### ○ 2人操縦体制の運航団体(消防機関)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	札幌市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
2	宮城県	仙台市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
3	千葉県	千葉市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
4	東京都	装備部航空隊	消防機関	自主	2人	8機
5	神奈川県	横浜消防局航空隊	消防機関	自主	2人	2機
6		川崎市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
7	静岡県	静岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
8		浜松市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
9	愛知県	名古屋消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
10	京都府	京都市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
11	大阪府	大阪市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
12	兵庫県	神戸市航空機動隊※5	消防機関	自主(共同)	2人	2機
13	岡山県	岡山市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
14	広島県	広島市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
15	福岡県	北九州市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
16		福岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機

### ○ 2人操縦体制の運航団体(都道府県)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	秋田県	秋田県消防防災航空隊	都道府県	自主	2人	1機
2	兵庫県	兵庫県消防防災航空隊※5	都道府県	自主(共同)	2人	1機
3	長野県	長野県消防防災航空隊	都道府県	混合	2人	1機
4	岐阜県	岐阜県防災航空隊	都道府県	混合	2人	2機
5	埼玉県	埼玉県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	3機
6	静岡県	静岡県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
7	山梨県	山梨県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
8	滋賀県	滋賀県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
9	奈良県	奈良県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
10	佐賀県	佐賀県防災航空隊※6	都道府県	委託	2人	0機
11	宮崎県	宮崎県防災救急航空隊	都道府県	委託	2人	1機
12	鹿児島県	鹿児島県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機

※1 東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が消防庁へりを各1機運用。

高知県については、令和元年東日本台風により被災し、復旧中

※2 宮城県は、夜間2人操縦体制としている。

※3 群馬県は平成30年8月10日に発生した墜落事故のため、ヘリコプターを保有していない。

※4 高知県は、可能な範囲で2人操縦体制としている(週日程度)。

※5 兵庫県・神戸市は共同運航。

※6 佐賀県は令和3年3月運航開始とともに導入予定

# 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年告示第4号)

近年相次いだ消防防災ヘリコプターの墜落事故を受け、消防庁では「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」を開催し、その検討結果に基づき、航空消防活動の安全かつ円滑な遂行に資するよう、消防防災ヘリコプターの運航に関する基本的事項を新たに「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年告示第4号)として制定した。

## ① 基準名 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」

② 形式 規範力の高い形式とするため、消防組織法第37条に基づく消防庁長官の勧告とする。

## ③ 主な内容

- ・運航責任者及び運航安全管理者の配置
- ・二人操縦士体制の導入
- ・航空消防活動指揮者の指定
- ・消防防災ヘリコプターに備える装備(フライトレコーダー、ボイスレコーダー等)
- ・教育訓練の実施(シミュレーターを用いた緊急操作訓練、CRM※)
- ・操縦士の養成訓練
- ・機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策
- ・事故が発生するおそれのある事案にかかる報告
- ・近隣の他の地方公共団体との相互応援協定の締結

※ CRMとは、航空機の安全性、業務遂行能力の向上のため、機長が副操縦士等から問題点の指摘を受けた際の採るべき対応等のルールのこと。

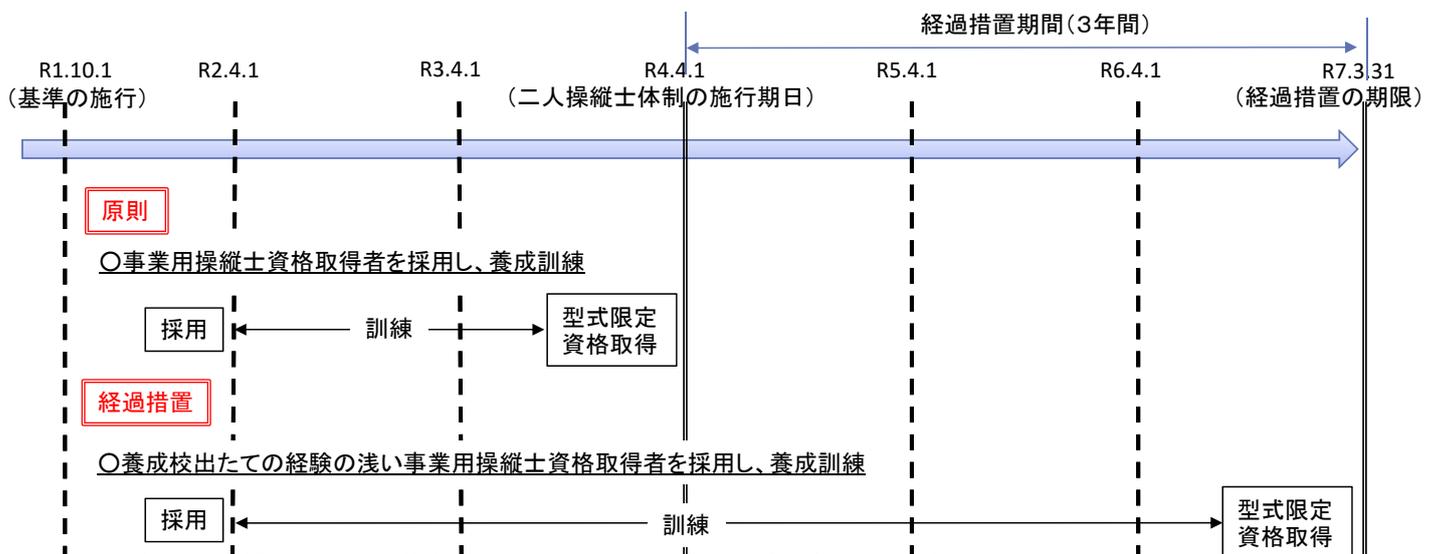
## ④ 施行期日及び経過措置

施行日: 令和元年10月1日

ただし、二人操縦士体制に関連する規定は、操縦士の確保及び養成の状況等に鑑み、令和4年4月1日施行とし、加えて、その後3年間の経過措置(型式限定資格取得訓練中の事業用操縦士資格取得者が、副操縦士の代わりに乗務できるものとする)を置く。

## 運航基準のうち「二人操縦士体制」関連規定の施行日及び経過措置

- 一人操縦士体制の運航団体が二人操縦士体制に移行するには、運航受託している民間事業者が新たに操縦士を採用し、訓練を行って型式限定資格取得者を確保することが必要。
  - 一人操縦士体制の32団体のうち22団体は、令和4年4月に二人操縦士体制とすることが可能。
  - 残りの10団体が二人操縦士体制とすることができるのは、令和7年4月。
  - 安全運航の確保は喫緊の課題であることから、この10団体を待たずに、令和4年4月を施行日とする。
  - しかし、施行日以降に型式限定資格取得者2名を乗り組ませることができない団体は運航を認めないこととすると、消防防災ヘリによる救助という消防責任を果たすことができなくなるため、型式限定資格取得訓練中の事業用操縦士資格取得者が副操縦士の代わりに乗務することは、やむを得ず、経過措置として認める。
- ⇒ 経過措置の終期は、令和7年3月末とする。



※各自治体における操縦士の確保・養成の取組みを消防庁としても防衛省と連携して支援

# 消防防災ヘリコプターに関する令和3年度地方財政措置の概要

- 消防防災ヘリコプターの安全性の向上のため、今年度新たに制定し、消防庁長官の勧告として示した「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年消防庁告示第4号)に基づいて、運航団体が取り組む事項について、地方財政措置を講じることとしている。
- 具体的には、「操縦士の養成・確保」及び「委託運航に必要な経費」や機体価格の上昇に伴う各種経費の実態を調査し地方財政措置を拡充した。

## 拡充内容

- ・ 消防防災ヘリコプターの委託運航に要する経費(普通交付税・県分)
  - ※ シミュレーターを用いた緊急操作訓練に必要な経費を増額措置
  - ※ ヘリコプター運航調整交付金の単価を見直し増額措置
- ・ 消防防災ヘリコプター航空保険料に要する経費(普通交付税・県分)
  - ※ 機体価格の上昇を踏まえ、航空保険料を増額措置
- ・ 消防防災ヘリコプターの運航に要する経費(普通交付税・市分)
  - ※ シミュレーター訓練経費・航空保険料・機体価格・航空手当について増額し、補正係数に反映

## ヘリコプター運航調整交付金

### ヘリコプター運航調整交付金について

平成6年6月30日消防救第90号救急救助課長通知

#### 1 趣旨

ヘリコプター運航調整交付金(以下「交付金」という。)は、ヘリコプターを保有する都道府県が、当該都道府県内の市町村から航空隊員の派遣を求めるに際し、当該市町村(以下「派遣元市町村」という。)の消防業務が円滑に行われるよう当該都道府県から交付することとして措置されているものであること。

#### 2 交付金措置対象団体

消防・防災ヘリコプターを保有している都道府県

#### 3 地方交付税措置の内容

交付金は、道府県分として、7,726千円が措置されたこと。

平成6年7,726千円  
→平成13年8,975千円に拡充  
令和3年実態調査を踏まえ、拡充

#### 4 交付金の交付方法

交付金の交付については、平成6年6月30日付け消防庁救急救助課長通知「ヘリコプター運航連絡協議会の設置について(通知)」によらねたいこと。

### ヘリコプター運航連絡協議会の設置について(抜粋)

平成6年6月30日消防救第91号救急救助課長通知

消防・防災ヘリコプターを導入している都道府県においては、下記の点に留意し、当該都道府県及び管下のすべての市町村で構成するヘリコプター運航連絡協議会を設置すること。

- ※ 都道府県からヘリコプター運航連絡協議会に対して交付し、当該連絡協議会は、航空隊員を派遣している市町村に対して助成を行うものとされたい。

# 消防団の現状

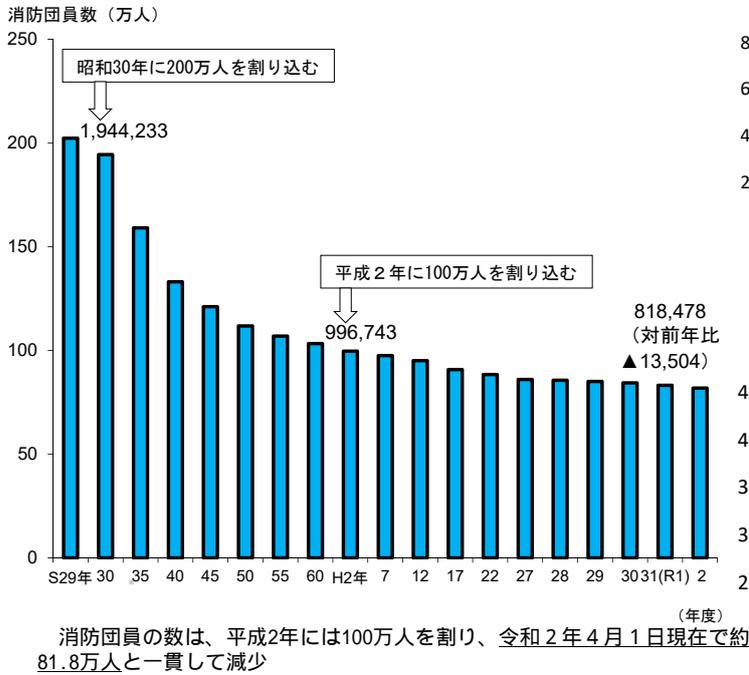
## ◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(一方で、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

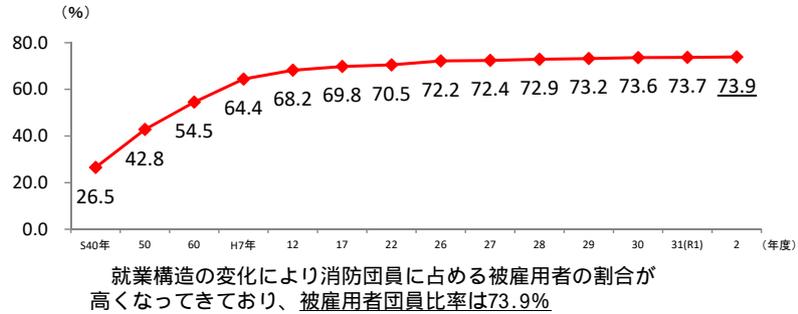
## 1 消防団・消防団員の現況 (令和2年4月1日現在)

消防団数: 2,199団(全国すべての市町村に設置) 消防分団数: 22,309分団 消防団員数: 818,478人(前年度より13,504人減少)

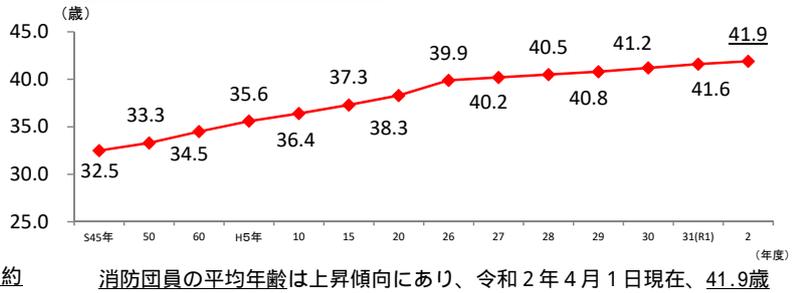
## 2 消防団員数の推移



## 3 被雇用者団員比率の推移



## 4 平均年齢の推移

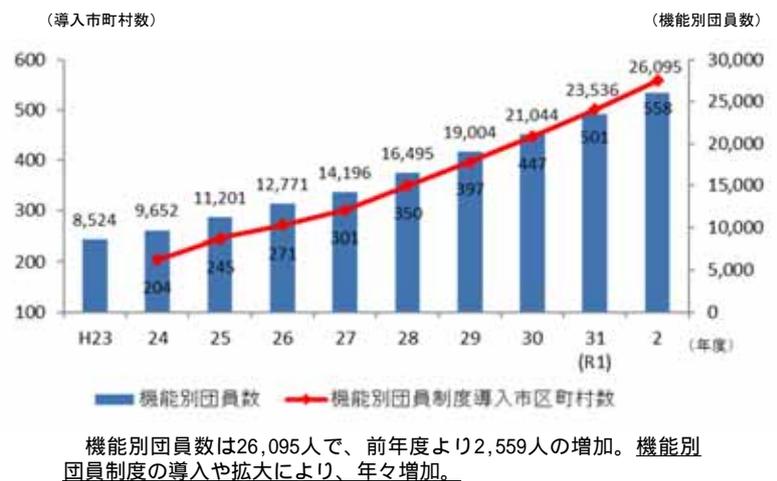


# 消防団の現状

## 5 女性団員数の推移



## 7 機能別団員数の推移



## 6 学生団員数の推移



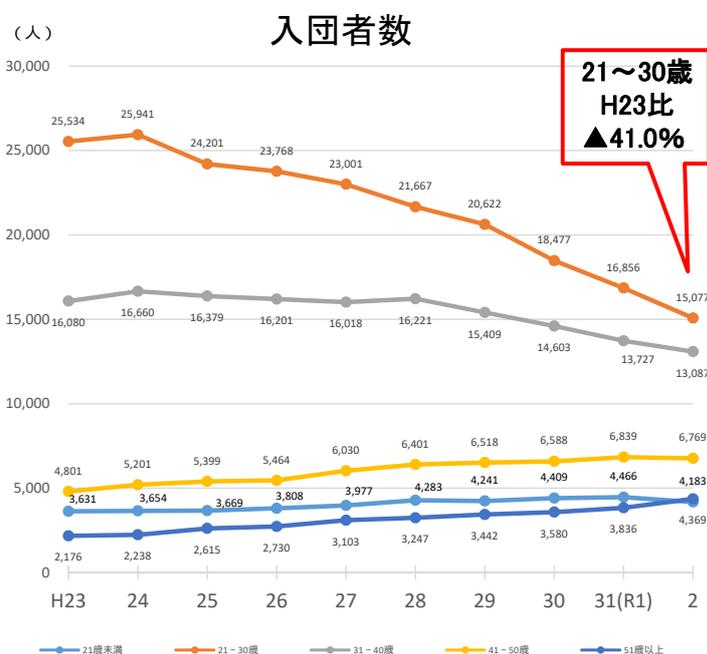
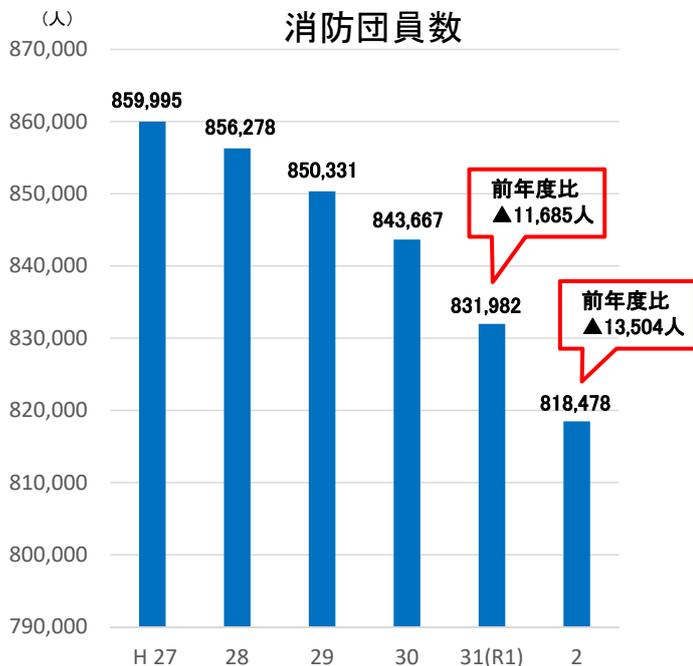
## 8 職業構成及び就業形態の状況

	公務員	特殊法人等 (農協・公社等)	日本郵政	学生	その他
H31(R1) 団員数(人)	68,750	29,039	6,492	5,189	722,512
R2団員数(人)	68,921	28,870	6,394	5,404	708,889
構成割合	8.4%	3.5%	0.8%	0.7%	86.6%

# 近年の消防団員数及び入団者数

○ 現在、消防団員数は818,478人(前年度比▲13,504人)で、2年連続1万人以上の減少という危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれがある。

○ 年齢階層別の入団者数をみると、20歳代の入団者数は、平成23年から比較し、約4割減少している。



## 総務大臣書簡 (令和2年12月15日)

消防団員の確保について

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心・安全の確保のために日々ご尽力されていることに、心より敬意を表します。

さて、近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。災害に際し、地域の安心・安全を守るためには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として地域における防災力を充実強化することが極めて重要です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、十分な勧誘活動ができなかったという事情はあるものの、令和二年四月一日時点の消防団員数は約八十一万八千人と、二年連続で一万人以上の減少となりました。今後数年間で八十万人を割り込むおそれもあり、消防団員の減少は憂慮すべき危機的な状況となっております。

一方で、令和二年七月豪雨や令和元年東日本台風等の災害においては、消防団が救助、警戒、避難誘導などの様々な場面で活躍し、重要な役割を果たしました。こうした災害の多発化・激甚化と消防団員数の減少により一人ひとりの役割が大きく変わっている現状に鑑みると、私は、その労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠であると考えます。処遇の改善は、消防団員のモチベーションの向上や家族の理解につながることもとなります。貴職におかれましては、消防団員に対する報酬や出勤手当、特に地震・風水害などの災害に係る出勤手当を引き上げ、消防団員一人ひとりの処遇がしっかりと改善されるようお願い申し上げます。

あわせて、消防団員の確保に向けたその他の施策の実施もお願いします。総務省消防庁では、これまでも、女性、地方公務員、消防職団員OB、学生など幅広い層を対象に加入促進の取組を促進するため、「機能別団員・機能別分団制度」や「消防団協力事業所表示制度」をはじめ、様々な施策を制度化してまいりました。これらの取組については、既に計画的に導入を進めていただいているものと存じますが、必ずしも取組が十分でない市区町村も見受けられます。貴職におかれましては、消防団員の減少要因を分析した結果に基づき必要な対応を引き続き実施いただきますようお願い申し上げます。

私は、これまで多くの尊い人命や財産を守ってきた消防団という存在を将来に伝えていくとともに、負担が増加している消防団員の皆様のご尽力に対し、しっかりと報いる必要があると考えています。消防庁に対しても、消防団員の処遇改善等に向けた検討を行うよう指示しており、近く検討会を発足させる予定です。

貴職におかれましては、平成二十五年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨も踏まえ、地域防災力の充実強化のため、処遇改善をはじめ、より一層の取組を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和二年十二月十五日

敬具

総務大臣

武田 良平

都道府県知事  
市区町村長 殿

# 「消防団員の確保等に向けた取組について」のポイント (令和2年12月15日付消防庁長官通知)

## 1 消防団員の処遇改善

- 近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担も増加している。消防団員個人の負担も増加している。消防団員の確保のためには更なる処遇の改善が必要であることから、地方交付税単価(年額報酬36,500円、1回当たり出勤手当7,000円)を踏まえ、年額報酬や出勤手当の引上げを行うこと。
- 特に、地震・風水害などの災害に係る出勤手当については、活動実態に見合う引上げを行うこと。
- 年額報酬や出勤手当等は、その性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。

## 2 消防団員の確保に向けた施策の実施

- 市町村ごとに消防団員の減少理由を分析した上で、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」(令和元年12月13日付け消防地第228号消防庁長官通知)で掲げた事項について、減少理由に応じて改めて検討し、消防団員の確保に努めること。
- 特に、同通知において令和4年3月末日までに取り組むこととしている以下の項目については、早急に対応すること。
  - ① すべての消防団における女性消防団員の所属
  - ② 大学等が管内に所在する市町村において、「学生消防団活動認証制度」の導入
  - ③ 「消防団協力事業所表示制度」の導入
  - ④ 「休団制度」の活用
  - ⑤ 定年年齢を60歳未満に設定している市町村において、定年年齢の引上げ・定年制度撤廃

## 3 消防団員マイカー共済への加入

- 消防団員の災害出勤などに伴う自家用自動車等の被害について補償する共済制度を導入していることから、市町村において、積極的な加入を検討すること。

## 【参考】

### 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」 のポイント(令和元年12月13日付消防庁長官通知)

#### 1. 地域防災力の一層の充実強化に向けた議論の創出等

##### (1) 地域防災力自己診断カルテの活用等による議論の創出等

- 将来の地域人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、地域の方々と、**将来の地域防災力に関する議論を行うことが必要**。効果的に議論を進めることができるようにするため、「**地域防災力自己診断カルテ**」を活用。

##### (2) 将来の地域防災力に関する議論を踏まえた市町村地域防災計画の一層の充実等

- 市町村地域防災計画に**地域防災力の充実強化に関する事項を定めていない市町村については、早急に定めるとともに、地区防災計画を定めた地区について、早期に具体的事業計画を策定すること**。

#### 2. 消防団の充実強化

##### (1) 消防団の充実強化に向けた定量的な目標の設定等

- 将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を早期に行い、**消防団の体制についての定量的な目標を設定すること**。
- 消防団の充実強化に向けた**中期的な計画の策定について検討すること**。

##### (2) 基本団員を中心とした消防団員の確保等

- **基本団員の確保に計画的に取り組むとともに、「大規模災害団員」を積極的に導入すること**。消防団員の確保に当たっては**入団促進に向けた取組と退団への対策の両方を講じる**ことが重要。

##### (3) 多様な人材の活用

- **女性、学生、被用者、公務員等、消防職団員OB**の消防団への参加を促すこと。消防団員に占める女性の割合等や、学生消防団活動認証制度及び消防団協力事業所表示制度の導入割合について、**全国的な目標(令和4年3月末日まで等)を設定**。

##### (4) 社会環境の変化等に伴う退団等への対応

- **休団制度を積極的に活用**することが有意義。その活用について、**令和4年3月末日までに検討**。
- **定年年齢の引上げ、制度撤廃**について条例改正その他必要な措置を検討。**とりわけ60歳未満の定年制を導入している市町村においては、原則として、令和4年3月末日までにその状況を解消**。
- 本業が多忙等の理由により退団が見込まれる者については、「大規模災害団員」等への移行や休団制度の活用等により、消防団活動を継続しやすい環境を整備。
- 地方交付税単価(年額報酬36,500円、1回当たり出勤手当7,000円)を踏まえ、**年額報酬や出勤手当を引上げ**。**特に年額報酬が1万円未満の市町村においては、原則として、令和4年3月末日までに、その状況を解消するための引上げ**。

##### (5) 装備の改善

- 消防団の**装備の改善**を集中的・計画的に進めること。

# 消防団員の処遇等に関する検討会

## 1 目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を開催するもの。

## 2 検討事項

- (1) 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方
- (2) 消防団員の加入促進 等

## 3 構成員（五十音順・敬称略）

- 座長  
室崎 益輝（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）
- 委員  
秋本 敏文（公益財団法人日本消防協会会長）  
安達 由紀（鳥取市消防団女性分団団員）  
石橋 毅（公益財団法人千葉県消防協会会長）  
太田 長八（東伊豆町長）  
荻澤 滋（消防庁国民保護・防災部長）  
小出 謙治（市原市長）  
重川希志依（常葉大学大学院環境防災研究科教授）  
花田 忠雄（神奈川県くらし安全防災局長）  
山内 博貴（全国消防長会総務委員会委員長（京都市消防局長））

## 4 開催日程

- 第1回 令和2年12月24日
- 第2回 令和3年1月下旬  
～2月中旬（予定）

## 消防団関連予算案

R3当初 7.3億円（対前年度比0.1億円増） R2補正 12.9億円

### 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

#### (a) 地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化

##### ① 救助用資機材の無償貸付 1.9億円（令和2年度 1.9億円）

消防団の災害対応能力の向上のため、救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等の救助用資機材の消防団に対する無償貸付を実施

【無償貸付の資機材（例）】



【救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車】



##### ② 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付(補)②(加) 9.9億円

救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の消防団に対する無償貸付を実施

【補助対象資器材等（例）】



##### ③ 消防団への資器材等の整備に対する補助

0.3億円 (補) ③(加) 3.0億円

感染防止資器材【新規】0.3億円

救助用資機材等【拡充】(補) ③(加) 3.0億円

消防団員の新型コロナウイルス感染症対策として必要となる資器材や、救助用資機材等の整備に対して補助を実施

##### ④ 準中型免許取得に係るモデル事業【新規】0.3億円

普通免許保有者の消防団員が増加し、将来的に消防団活動に支障が生じる事態に備え、地域の実情に応じた準中型免許取得に係るモデル事業を実施



破線囲みの資器材等は、新規・拡充メニュー

(加)：5か年加速化対策による事業 (補)：R2補正予算

## 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

### (b) 地域防災力の充実強化に向けた取組の支援

#### ① 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.3億円(令和2年度 1.2億円)

事業所の従業員や女性・若者等の消防団への加入を促進するため、地方公共団体が地域の企業や大学等と連携して行う取組を支援



【企業との連携(建設業に従事する消防団員の防災訓練参加)】

#### ② 消防団への加入促進のための広報の実施 0.6億円(令和2年度 0.5億円)

消防団への加入を促進するため、消防団PRムービーコンテスト、ポスター、SNS、雑誌・広告等を活用した全国的な広報活動を実施



【企業向けリーフレット】

#### ③ 消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業 0.2億円(令和2年度 0.2億円)

将来の地域の人口見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、消防団の体制に関する中期的な計画の策定を支援

#### ④ 消防団・自主防災組織等の連携支援等 0.6億円(令和2年度 0.6億円)

消防団又は自主防災組織が地域の防災組織等と連携して行う事業を支援するとともに、自主防災組織等のリーダーを育成するための研修会等を実施



【消防団と自主防災組織の連携(消防団と自主防災会との図上訓練)】

## 消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)の概要

### ○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団への救助用資機材等の整備を促進することを目的。近年の災害頻発、緊急3か年対策の実績を踏まえ、加速化5か年対策においても、大規模災害に対応できるようメニュー拡充し支援。

### ○補助率

1/3(地方負担分2/3に特別交付税措置(措置率0.8)を講じている。)

### ○補助対象事業者

市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)

### ○R2補正予算案：3.0億円

### 【補助対象資機材】各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



AED



油圧切断機



エンジンカッター



チェーンソー



ジャッキ



トランシーバー  
(デジタル簡易無線機を含む。)



発電機



投光器



排水ポンプ



ボート



救命胴衣等(※)



切創防止用保護衣等(※)



ドローン  
(R3から追加予定)

破線囲みの資機材は、交付要綱の一部改正(令和元年12月13日付け消防地第239号)により、補助対象として追加したものの。救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環、フローティングローブをいう。また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣のほか、耐切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクをいう。

# 消防団設備整備費補助金(消防団新型コロナウイルス感染症対策事業)の概要

- 概要  
地域防災力の中核を担う消防団員は、災害時の避難所運営支援の際など、新型コロナウイルス感染症患者と接することが想定される。  
このため、消防団員の新型コロナウイルス対策として必要となる資器材の整備に対して補助を行う。
- 補助率  
1/3
- 補助対象事業者  
市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)
- 予算額  
令和3年度当初予算案：0.3億円

【補助対象資器材】各市町村で、必要な資器材の種類、個数を選択可



感染防止衣



マスク



グローブ



ゴーグル



消毒液

## 消防団マイカー共済(令和2年4月1日~)

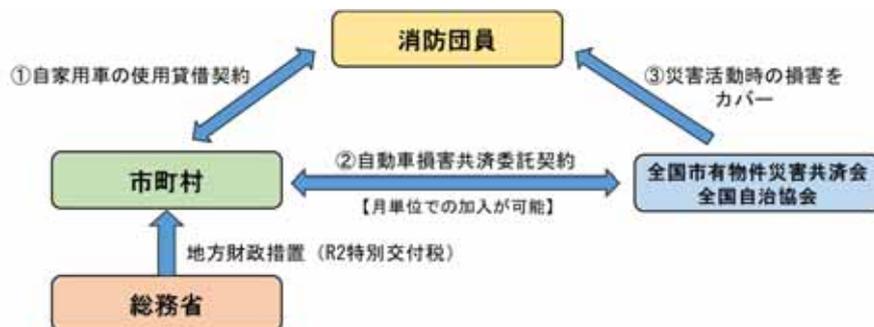
### 1. 趣旨及び事業内容

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済を開始。

具体的には、災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車(原動機付自転車を含む)を使用した場合に、当該自家用自動車を市町村が相互に救済する事業。

### 2. 実施主体

公益社団法人全国市有物件災害共済会(市分)、一般財団法人全国自治協会(町村分)



### 3. 共済事業のポイント

- ・1月単位での加入が可能(例:出水期(9月~11月)の3月加入)。
- ・実施主体から支払われる共済金は、優先払い(消防団員が加入している民間の自動車保険の適用が不要)。
- ・分担金に対して、令和2年度は特別交付税措置(0.5)を講じる。

### 4. 開始日

令和2年4月1日

### 5. その他

各都道府県・市町村に対し、令和2年3月31日付で消防庁次長名による通知を发出。

※令和2年8月から10月に、河川沿いを活動範囲とする団員のマイカー16台の加入実績あり

# 外国への消防車両の寄贈について

国内で更新対象となった消防車両を開発途上国へ無償で寄贈する取組みは、これらの国々における消防力の向上に寄与するだけでなく、我が国からの目に見える国際協力として非常に有効。  
また、日本の消防車両は高性能で耐久性があり、かつ、適正に維持管理されていることから故障が少ないため、相手国消防機関から高い評価。  
これらのことを踏まえ、消防庁では、外国への消防車両の寄贈について、地方公共団体に対して協力を依頼するとともに、国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合の消防車両の処分方法 について通知。  
(平成26年10月1日付け消防参第216号、消防消第191号 各都道府県消防防災主管部長宛)

地方公共団体や公益法人等が行う国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合は、不用車両の処分にあたり、抹消登録及び無線機の撤去のみを行うことで足りる。(車体の名称表示の消去及び赤色灯・サイレンの撤去は不要)

## 【寄贈実績】

### (例) ベトナム社会主義共和国への消防車両寄贈 (平成31年 1月)

- ベトナム社会主義共和国からの要請に応じ、日本消防協会を通じて水槽付き消防ポンプ車4台、消防ポンプ車6台の合計10台が寄贈された。
- 車両寄贈に併せて日本消防協会から3名、東京消防庁から2名が現地に派遣され、同国の消防吏員に対する技術指導が実施された。今回の技術指導や輸送等に係る経費にはODA資金(草の根・人間の安全保障無償資金協力)が活用されている。
- 寄贈式には、ベトナム公安省幹部や在ベトナム日本国(臨時)大使が出席し、車両寄贈のセレモニーとともに、技術指導の集大成として供与車両を使用した訓練披露も実施された。



日本消防協会国際部長から技術指導研修修了証を授与された研修生たち



訓練の様子(車両取扱い説明)

## 令和3年度 消防大学学校教育訓練計画について

令和3年度の消防大学学校教育訓練計画においては、with コロナ時代に対応した感染リスクの低減を図り入校学生等の安全を確保するとともに、近年の災害状況等を踏まえ、教育訓練の更なる充実強化を図ることとする。

### 1. with コロナに対応した、より安全かつ効率的な教育訓練の実施

新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策及び効率的な教育訓練を実施するため、入校期間が概ね2週間以上の学科について、教育期間開始後から一定の間、消防大学校に入寮を要さず、所属消防本部や自宅等で受講できるリモート授業を取り入れる。

また、eラーニングの対象学科を一部追加し、消防大学校での教育日数の短縮を図る。そのほか、三密の回避のため定員の削減を行う。

### 2. 学科・実務講習の取組

#### (1) 実火災体験型訓練(ホットトレーニング)の実施体制の強化

消防職員の殉職事案が相次いだことを踏まえ、従前1基体制で実施していた実火災体験型訓練設備を、令和3年度から2基体制とし訓練体制の充実強化を図る。

#### (2) ドローンに関する講義の充実

全国で導入がすすめられている消防用ドローンの災害現場における活用事例や運用上の留意点等に関する講義の充実を図る。

#### (3) 土砂災害時における消防活動訓練の導入

近年、集中豪雨の発生や風水害による土砂災害が頻発していることから、災害の多様化・激甚化に対応するため、従前から実施している座学講義に加え、実践的・総合的な土砂災害対応訓練を導入する。

#### (4) 消防団活性化推進コースの対象者の拡大

近年の社会経済情勢の変化の影響を受け全国的に消防団員数が減少しており、消防団の充実強化のため消防団員の確保が喫緊の課題となっていることから、消防団員の加入促進等を担当している行政職員、消防本部職員及び消防学校職員としている本コースの実施予定回数2回のうち1回を中堅消防団員を対象とし、消防団員の加入促進等業務に関する講義の受講機会を増やす。

## 令和3年度 消防大学学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目的	期・回数	定員(名)	入校期間 (令和3年4月～令和4年3月)	入寮日数(日)
学	総合教育	幹部科 消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	65	60	6月7日(月)～7月21日(水)	45
			66	60	8月19日(木)～10月6日(水)	49
			67	60	10月14日(木)～12月1日(水)	49
			68	60	1月6日(木)～2月24日(木)	50
		上級幹部科 消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	85	48	1月11日(火)～1月27日(木)	17
			新任消防長・学校長科 新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	30	30	4月13日(火)～4月23日(金)
	31	48		5月11日(火)～5月21日(金)	11	
	消防団長科 消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	79	30	9月13日(月)～9月17日(金)	5	
		80	30	11月8日(月)～11月12日(金)	5	
	専科教育	警防科 警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	108	60	6月2日(水)～7月20日(火)	49
			109	48	10月20日(水)～12月9日(木)	51
		救助科 救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	82	60	4月13日(火)～6月4日(金)	53
			83	48	8月26日(木)～10月15日(金)	51
		救急科 救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む。)	83	48	9月29日(水)～10月28日(木)	30
			予防科 予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	110	30	8月25日(水)～10月14日(木)
		111		30	1月5日(水)～2月25日(金)	52
		危険物科 危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	16	30	6月16日(水)～7月15日(木)	30
			火災調査科 火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	40	48	5月31日(月)～7月16日(金)
41		30		10月21日(木)～12月10日(金)	51	
新任教官科 新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。		15	60	2月28日(月)～3月10日(木)	11	
現任教官科 現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務並びに警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。		5	30	2月28日(月)～3月11日(金)	12	
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース 緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	25	30	4月12日(月)～4月22日(木)	11
			26	30	5月10日(月)～5月20日(木)	11
		高度救助・特別高度救助コース 高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	11	48	2月28日(月)～3月11日(金)	12
		NBCコース 緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	11	48	2月1日(火)～2月22日(火)	22
	航空隊長コース 消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	21	60	12月6日(月)～12月17日(金)	12	
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース 地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	11	48	4月15日(木)～4月22日(木)	8
			17	48	5月24日(月)～5月28日(金)	5
		自主防災組織育成短期コース 自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。	13	64	10月、11月頃	/
			14	64		
		消防団活性化推進コース(行政職員向け)同(消防団員向け) 消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。	9	30	8月30日(月)～9月3日(金)	5
			10	30	1月17日(月)～1月21日(金)	5
	その他	女性活躍推進コース 女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。	6	60	12月16日(木)～12月24日(金)	9
査察業務マネジメントコース 消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。		5	48	8月16日(月)～8月20日(金)	5	

※1: 各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠として決定し、女性の入校を推進している。

※2: 「●」は、R2年度から延期した学科である。

※3: 危険物科及び救急科は、e-ラーニングを導入し、教育日数を1～2日短縮する予定(詳細は調整中)。

※4: 入校期間が概ね2週間以上の学科について、教育期間開始後から一定の間、消防大学校に入寮を要さず、所属消防本部や自宅等で受講できるリモート授業を取り入れる予定(詳細は調整中)。